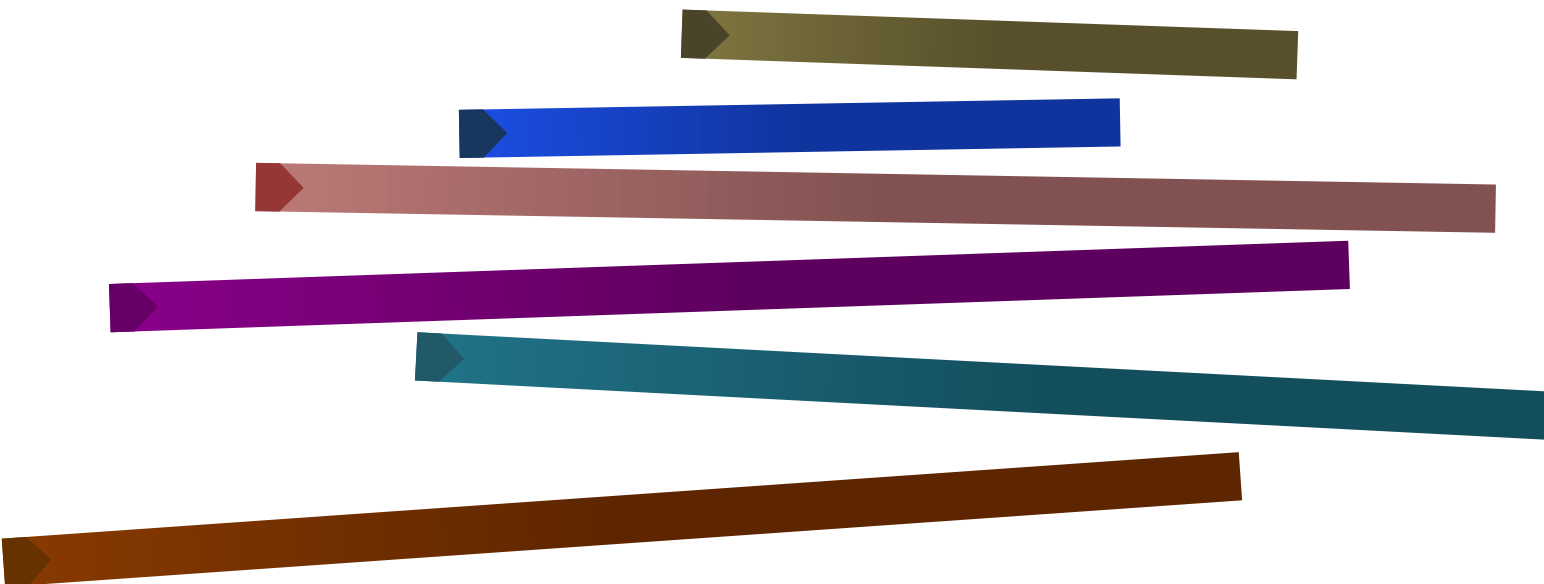


自治体の 二輪車駐車場・事例集 2013

“自転車条例”改正による自動二輪車受け入れ



はじめに

二輪車の駐車場不足が依然として課題になっているなか、近年、政令指定都市など地方自治体による二輪車駐車場の整備が活発になっている。とくに放置自転車対策に関する取り組みの幅を広げ、公共の自転車駐車場（駐輪場）に自動二輪車を受け入れる動きが広がっている。

周知の通り、駐輪場には自転車と原付（排気量 50cc 以下）に限って収容する自治体が多くを占めている。しかし、駐輪場の管理条例等を改正することで、既存の原付の駐車スペースに排気量 125cc 以下の自動二輪車を収容したり、構造上可能な駐輪場には大型の自動二輪車も駐車できるように整備しなおし、新設する駐輪場には自動二輪車も受け入れるよう配慮するなど、自治体の駐輪場イメージは変わりつつある。

今回、一般社団法人日本自動車工業会・二輪車特別委員会では、駐輪場の管理条例等の改正によって整備された二輪車駐車場など、主に政令指定都市の施設整備事例を集め、条例の制定（改正）状況や施設概要などを本冊子に取りまとめた。とくに、第 1 章には国土交通省都市局街路交通施設課の小山様より、自動二輪車駐車対策の動向について寄稿をいただいたので、ぜひご一読願いたい。

いまや全国の自治体における自転車行政は、駅周辺の放置車両対策だけでなく、自転車の安全な走行空間の確保や、駐輪場の効果的な運用、自転車利用のマナー向上など、総合的な利用環境を整える方向へと進んでいる。自転車と同様にパーソナルな移動手段として利用されている二輪車は、国民のほぼ 10 人に 1 台の割合で普及している。その有用性を端的に述べれば、自転車に比べて坂道や長距離でも輸送力があり、自動車に比べて省スペース、省エネルギーに優れており環境負荷が小さいという点である。そうした有用性を十分社会に活かすためにも、皆様には駐車場の確保・拡充をはじめとする二輪車の利用環境改善について、ぜひご理解願いたい。

本冊子が、二輪車駐車場の整備に関わる方々にとって、相互に情報を共有するための一助となれば幸いである。

事例集の制作に当たりまして、ご協力いただいた国土交通省都市局街路交通施設課、並びに各自治体の自転車対策ご担当の方々には、ここに厚く感謝申し上げます。

平成 25 年 10 月

一般社団法人日本自動車工業会 二輪車特別委員会

目次

用語について.....	3
二輪車の区分と駐車関係法.....	4
第1章 二輪車駐車環境の現状	
1 二輪車の普及と利用状況.....	7
1-1 二輪車の保有状況.....	7
1-2 二輪車の使用用途.....	8
1-3 二輪車駐車場の整備状況.....	9
1-4 二輪車駐車場の情報収集と情報提供.....	9
2 自動二輪車駐車場対策の動向（寄稿：国土交通省都市局街路交通施設課駐車場係長・小山正人氏）.....	10
2-1 自動二輪車附置義務条例の制定.....	10
2-2 自動車駐車場への自動二輪車の受け入れ.....	11
2-3 自転車駐車場への自動二輪車の受け入れ.....	12
2-4 既設駐車場の改変（財産処分）および交付金の活用.....	13
2-5 利用者へのPR活動の実施.....	14
第2章 条例等改正による駐輪場への自動二輪車受け入れ	
政令指定都市などで“自転車条例”見直しの動きが進む.....	17
1 さいたま市 H17. 条例改正(全排気量対応) 事例①～③.....	18
2 千葉市 H25. 条例改正(125cc以下まで対応) 事例④～⑥.....	22
3 町田市 H22. 条例改正(全排気量対応) 事例⑦～⑧.....	26
4 浜松市 H17. 条例改正(全排気量対応) 事例⑨～⑩.....	30
5 大阪市 H23. 条例改正(全排気量対応) 事例⑪～⑫.....	34
6 北九州市 H24. 条例改正(全排気量対応) 事例⑬～⑭.....	38
7 福岡市 H25. 条例改正(125cc以下まで対応) 事例⑰～⑱.....	42
第3章 条例制定当初から自動二輪車を受け入れてきた自治体	
さまざまな工夫と改善で効率的な収容を実現.....	49
8 品川区 自動二輪車100台規模の路上駐車場を整備 事例⑳～㉑.....	50
9 川崎市 歩道上にも二輪車駐車場を整備 事例㉒～㉓.....	54
10 神戸市 民間事業者の運営力を活用 事例㉔～㉕.....	58
11 広島市 さまざまな工夫で効率的に収容 事例㉖～㉗.....	62
第4章 二輪車駐車関係資料	
1 駐車関係法令の動き.....	69
1-1 自転車法.....	69
1-2 駐車場法.....	74
1-3 道路法施行令.....	75
2 二輪車駐車場の整備基準.....	76
2-1 整備の指針となる基準等.....	76
2-2 二輪車の占有面積.....	78

用語について

この冊子の本文に使用した主な言葉の意味は以下の通り。

「自転車」とは、道路交通法による自転車をいう。

「自動車」とは、道路交通法による自動車をいう。

「原付」とは、道路交通法による原動機付自転車（排気量 50cc 以下）をいう。道路運送車両法による原動機付自転車（排気量 125cc 以下）について記載する必要があるときは、「原付一種」（排気量 50cc 以下）「原付二種」（排気量 50cc 超～125cc 以下）と書き分ける。

「自動二輪車」とは、道路交通法による普通自動二輪車（排気量 50cc 超～400cc 以下）と大型自動二輪車（排気量 400cc 超）を総じたもの。「自二」と略す。

「自動二輪車（125cc 以下）」とは、排気量 50cc 超～125cc 以下の自動二輪車をいう。「原付二種」と同義。

「二輪車」とは、原付と自動二輪車を総じたもの。自転車など二輪の軽車両は含まない。

「駐輪場」は、自転車を駐車させるための駐車施設であって、自転車駐車場または自転車等駐車場（この場合駐車対象に原付が含まれる。自動二輪車が含まれる施設もある）をいう。

「駐車場」は、自動車または二輪車を駐車させるための駐車施設をいう。自転車駐車場および自転車等駐車場は「駐車場」とは略さない。ただし固有名詞に含まれる場合はそのまま表記する。

「二輪車駐車場」は、二輪車または自動二輪車のみを駐車させるための駐車施設。

第 2 章以降の表中の用語の意味は以下の通り。

「担当部署」とは、自転車および自動車の駐車対策を担当する部署。それぞれ分掌する場合と兼務する場合がある。また、自転車対策の部署が計画部門と管理部門に分かれる自治体もある。

「原一保有」とは、原付一種の保有台数（平成 24 年度賦課期日現在台数を保有台数とみなした）。

「原二保有」とは、原付二種の保有台数（同上）。

「自二保有」とは、道路運送車両法による軽二輪と小型二輪を合わせた保有台数（同上）。

それぞれの保有台数に併記された「%」は、その市区が保有する全部の二輪車に占める割合。

■本書における二輪車の呼称

排気量	道路運送車両法による区分	道路交通法による区分	駐車対策における一般的な区分	本書の呼称	
50cc 以下	原付（一種）	原付	原付	原付	二輪車
50cc 超～125cc 以下	原付（二種）	普通自動二輪車	自動二輪車	自動二輪車	
125cc 超～250cc 以下	軽二輪				
250cc 超～400cc 以下	小型二輪	大型自動二輪車			
400cc 超					

※本資料に記載した駐輪場の箇所数、収容台数などの集計基準は自治体によって異なるため、単純に比較はできない。また、すべての施設の利用料金等の管理規程は変更されることがある。本稿の内容は、平成 25 年 9 月 10 日を最終時点として、国土交通省および各自治体に内容確認を行っているが、すべての文責は当委員会にあるものとする。

二輪車の区分と駐車関係法

道路運送車両法および道路交通法による車両区分と、駐車関係法の適用関係について整理すると次の表のようになる。

■車両区分と法律の適用

車両	排気量	法的車両区分		駐車関係法の規定		
		道路運送車両法による区分 (国土交通省)	道路交通法による区分 (警察庁)	車庫法*1 (警察庁)	駐車場法 (国土交通省)	自転車法*2 (内閣府交通安全対策担当)
自転車(普通自転車等)		軽車両	軽車両	×	×	○
二輪車	50cc 以下	原付(一種)	原付	×	×	○
	50cc 超～125cc 以下	原付(二種)	普通自動二輪車	×	○	×
	125cc 超～250cc 以下	軽二輪		×	○	×
	250cc 超～400cc 以下	小型二輪	大型自動二輪車	×	○	×
	400cc 超			×	○	×
自動車(普通自動車等)		自動車	自動車	○	○	×

*1：自動車の保管場所の確保等に関する法律

*2：自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

二輪車は、いわば自転車と自動車の中間的な乗り物としての特性があり、法的位置づけが自転車と自動車との間に置かれている。

このため、原付は自転車法に規定されているが、駐車場法および車庫法には規定されていない。また自動二輪車は、自転車法および車庫法には規定されていないが、平成18年11月から駐車場法の対象に含まれている。



第1章

二輪車駐車環境の現状



1. 二輪車の普及と利用状況

1-1 二輪車の保有状況

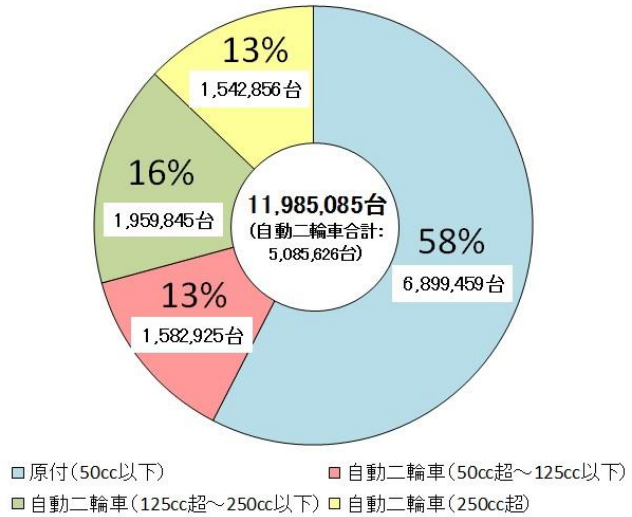
国内の二輪車保有台数は、平成 24 年 3 月末現在で原付が 689 万 9,459 台、自動二輪車が 508 万 5,626 台、合わせて 1,198 万 5,085 台となっている。国民の約 10 人に 1 台の割合で普及している。

排気量別に占有率をみると、50cc 以下の原付が二輪車全体の 58% を占め、排気量 50cc 超～125cc 以下の自動二輪車が 13%、同じく 125cc 超～250cc 以下が 16%、250cc 超のものが 13% を占めている。

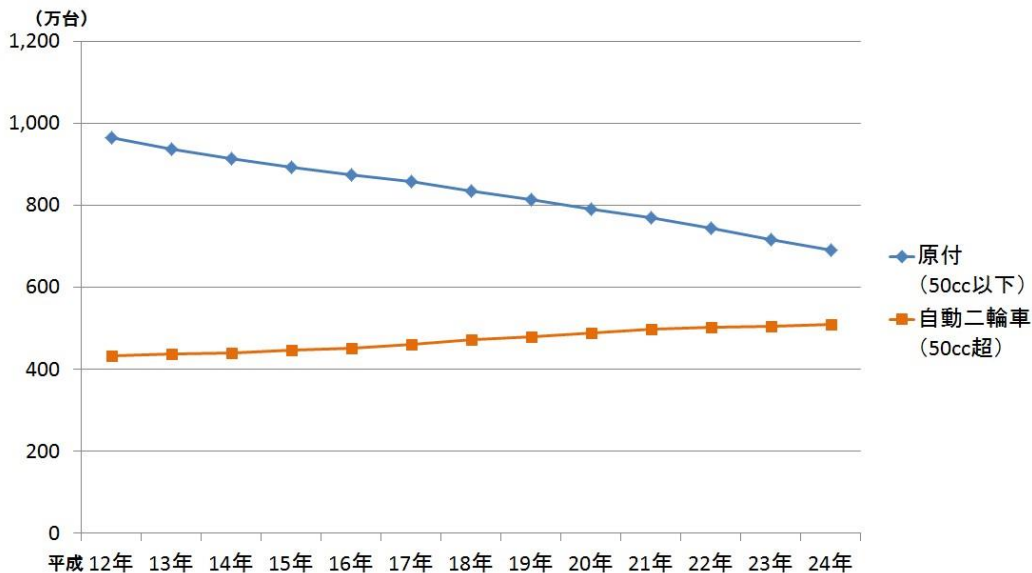
また、近年の二輪車保有台数の推移をみると、原付は年々減少しているが、自動二輪車は年々漸増する傾向にある。このことから、自動二輪車の駐車需要も拡大する傾向にあるといえる。

国内の二輪車普及に関して特徴的なのは、ここ数年の趨勢として、道路運送車両法においては“原付二種”とされている自動二輪車（125cc 以下）の普及が年々伸びていることが挙げられる。

■国内二輪車保有台数（平成 24 年 3 月末現在）



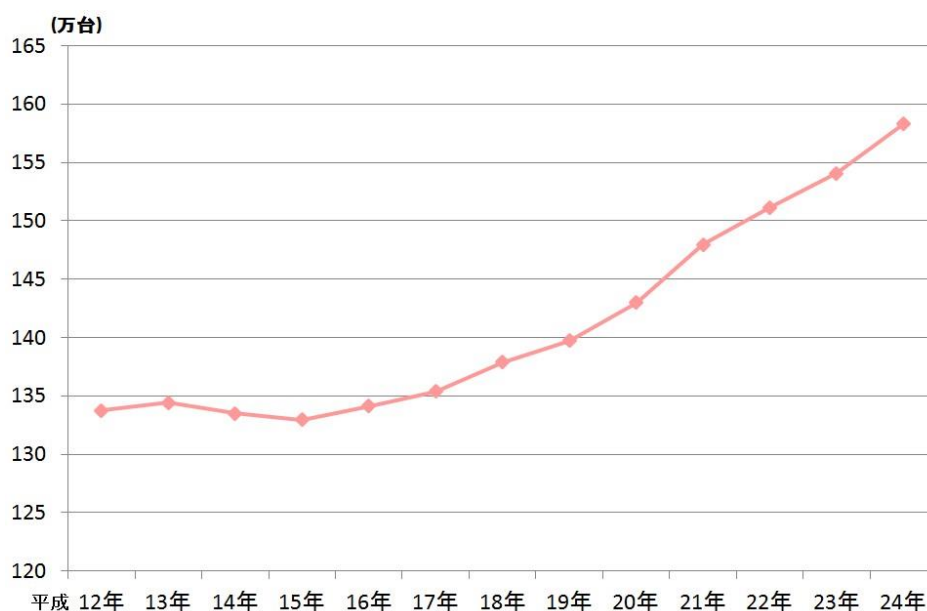
■国内の二輪車保有台数の推移（各年 3 月末現在）



※原付および自動二輪車（50cc 超～125cc 以下）の保有台数については総務省統計（賦課期日現在台数）による。それ以外の自動二輪車の保有台数は国土交通省調べ。

このクラスの自動二輪車は、“原付二種”とされるだけあって、“原付一種”と同様のコンパクトな車体をもつ一方、制限速度や右折方法は自動車と同じで、二人乗りも可能であることなど、“原付一種”特有の交通ルールに縛られない点が大きな特長となっている。“原付一種”と同等の経済性をもつと同時に、迅速性、機動性に優れ、都市交通における新しい生活通勤ターとして注目されるようになったものである。

■自動二輪車(125cc以下)の保有台数の推移(各年3月末現在)



※平成17年度までの保有台数は国土交通省調べ。平成18年度以降の保有台数は総務省統計(賦課期日現在台数)による。

1-2 二輪車の使用用途

二輪車の使用用途を排気量帯別にみると、原付は自宅から数キロ以内の短距離利用が多く、通勤・通学をはじめ、買い物、用足しなど生活交通に使われる。

自動二輪車は、排気量125cc以下の場合、原付と同様の生活交通をはじめ業務利用など実用的に使われる。排気量が125cc超~400cc以下は、日常の実用利用に加え、ツーリングなど多目的に使われている。排気量400cc超のものは、ツーリングなど趣味の利用がほとんどを占める。

■排気量帯別・二輪車の主な使用用途

排気量	道路運送車両法による区分	主な使用用途
50cc以下	原付(一種)	電車に乗り継ぐ通勤・通学、買い物、用足し、業務利用
50cc超~125cc	原付(二種)	通勤・通学、買い物、用足し、業務利用
125cc超~250cc	軽二輪	駅周辺にある学校・会社までの通勤・通学、買い物、用足し
250cc超~400cc	小型二輪	買い物、用足し、ツーリング、業務利用(バイク便)
400cc超		ツーリング、業務利用(バイク便)

1-3 二輪車駐車場の整備状況

二輪車の駐車場は、近年次第に増えてきているものの、保有台数あたりの駐車場整備台数（収容枠数）をみると、まだまだ不足していることがわかる。

自転車は、保有台数 1,000 台当たり 63 台分の駐車枠が整備されており、自動車（乗用車）は同じく 1,000 台当たり 76 台分、自動二輪車は同じく 1,000 台当たり 13 台分という率になっている。つまり、自動二輪車の駐車スペースは、乗用車の 6 分の 1 程度の水準に留まっているのが実情である。

■保有台数 1,000 台あたりの駐車場整備台数



【集計データ出典】

- ・自転車保有台数：一般社団法人自転車協会調べ（2008 年）
- ・自転車収容可能台数：内閣府「駅周辺における放置自転車等の実態調査の集計結果」（2009 年）
- ・乗用車保有台数：国土交通省調べ（2011 年度）
- ・乗用車駐車場整備台数：公益社団法人立体駐車場工業会「自動車駐車場年報・平成 24 年度版」（2011 年）
- ・自動二輪車保有台数：原付二種は総務省調べ（2012 年 4 月 1 日現在の課税対象台数）
- ・自動二輪車駐車場整備台数：一般社団法人日本二輪車普及安全協会調べ（2012 年）

1-4 二輪車駐車場の情報収集と情報提供

二輪車利用者が、適宜、二輪車駐車場を利用できるように、全国の二輪車駐車場の所在地・運営情報を検索できるインターネット Web サイトが開設されている。一般社団法人日本二輪車普及安全協会の『全国バイク駐車場案内』には、全国 2,166 カ所の二輪車駐車場（時間貸・月極）が登録されており、エリアごとに利用可能な駐車施設の情報を引き出すことができる。駐車場の情報は Web サイトに無料で掲載できるため、自治体をはじめとした駐車場事業者は、新しく整備した施設の告知・広報に活用できる。また、同 Web サイトでは、二輪車ユーザーから二輪車駐車場を設置してほしい場所のリクエストを募集しており、駐車需要の高い場所の把握に努めている。そうした情報を駐車場事業者へ提供することで、駐車場整備の促進にもつなげている。

■『全国バイク駐車場案内』の Web サイトアドレス

- ・PC 版：<http://www.jmpsa.or.jp/society/parking/>
 - ・モバイル版：<http://m.jmpsa.or.jp/>
- 一般社団法人日本二輪車普及安全協会 電話：03-6902-8190

2. 自動二輪車駐車対策の動向

寄稿：国土交通省都市局街路交通施設課駐車場係長・小山正人 氏

駐車場法に規定する「自動車」に大型自動二輪車および普通自動二輪車（以下「自動二輪車」という）を含めるという改正が平成 18 年に施行され、自動二輪車駐車場の整備促進を図っているところ です。

平成 24 年 3 月末において、全国の自動二輪車駐車場（都市計画駐車場、届出路外駐車場、附置義務駐車施設の合計）は、約 1,100 カ所で約 45,000 台が整備されています。しかしながら、自動車に比べると、自動二輪車の駐車場は依然として不足している状況にあり、自動二輪車駐車場の確保に向けて、以下の取り組みを推進しています。

2-1 自動二輪車附置義務条例の制定

駐車場法の一部改正により、駐車施設の附置義務条例において、自動二輪車駐車場を追加することができることとなりました。当課では地方公共団体に向けて技術的助言を発出し、建築物における駐車施設の附置等について定める駐車場条例のひな形として標準駐車場条例を送付し、附置を義務付ける自動二輪車駐車施設 1 台当たりの床面積（原単位）を一応の目安として示すとともに、自動二輪車の利用状況は都市または地区により異なるものであり、自動二輪車の需要等を的確に把握し、適切な原単位を設定のうえ、地域の状況に応じた適用を図っていただくようお願いしています。

平成 25 年 3 月末時点で、自動二輪車の附置義務が適用となる都市は、宮城県塩竈市、埼玉県さいたま市、埼玉県川越市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、大阪府大阪市の 6 都市となっています。

■建築物に自動二輪車駐車場の附置について定めた条例（参考）

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（一部抜粋）

（趣旨）

第 1 条 略

（用語の定義）

第 2 条 (2) 特定自動車用駐車施設 駐車施設のうち、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車という。」）

…略…

（建築物の新築等に係る特定自動二輪車用駐車施設の附置）

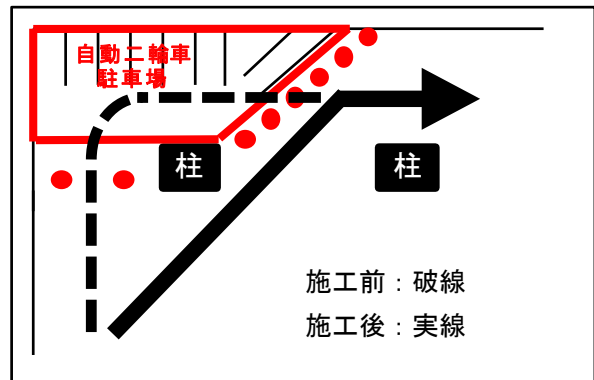
第 6 条の 4 次の各号のいずれかに該当する建築物を新築しようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に特定自動二輪車用駐車施設を附置しなければならない。

(1) 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内において、特定用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 平方メートルを超える建築物

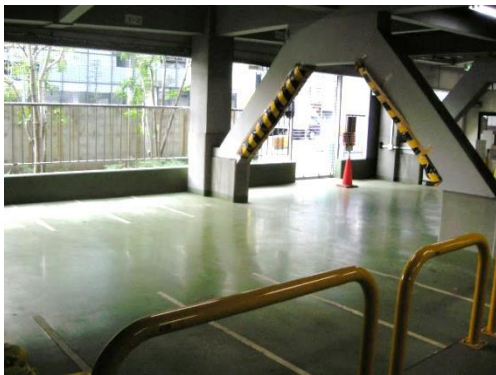
(2) 周辺地区等の区域内において、特定用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超える建築物

2-2 自動車駐車場への自動二輪車の受け入れ

自動車駐車場においては、自動二輪車の受け入れに当たりスペースの有効活用を図ることが考えられます。千葉県松戸市では、都市計画駐車場内において、自動二輪車駐車スペースの確保のため、動線の見直しを行いました。また、東京都立川市では、柱際等の利用が少ない自動車駐車区画や、駐車場内の隅地等のスペースを活用し、自動二輪車駐車スペースの確保を行っています。



車路スペースの活用／松戸市

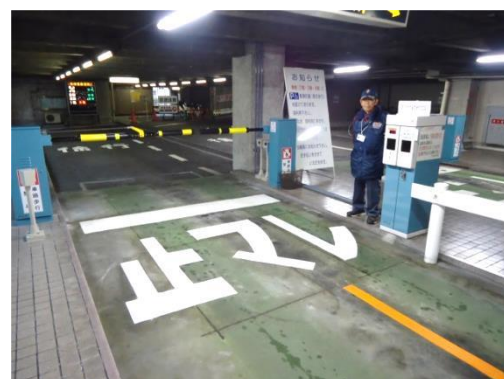


自動車の駐車が困難なスペースを活用／立川市

料金システムに合わせた環境整備においても工夫することが必要です。広島県広島市では、自動車を駐車券により時間貸しで受け入れを行い、自動二輪車は登録車専用で受け入れていますが、自動二輪車と四輪車の同時進入を防止するため、車種に応じて、自動車用ゲートと自動二輪車専用ゲートが反応するように改修を実施しています。



自動車駐車場を自動二輪車駐車場へ転換／広島市



2本バーゲートの設置／広島市

2-3 自転車駐車場への自動二輪車の受け入れ

街路交通施設課長より平成 22 年 4 月 20 日付け国都街発第 6 号「自転車駐車場における自動二輪車の受け入れについて（通知）」を发出し、自転車駐車場の管理に関する条例等において、自動二輪車を位置づける改正等を行うことによって、自転車駐車場における自動二輪車の受け入れが可能であり、自動二輪車の駐車場不足を解消する観点から、自転車駐車場への自動二輪車の受け入れを推進いただくよう通知しております。

平成 24 年 12 月 1 日時点で、全国 242 の地方公共団体において、条例等の改正等により自動二輪車の受け入れが実施されています。なお、242 団体には、125cc 以下等、排気量により受け入れに制限がある場合も含まれています。

受け入れに際して、利用者の安全性を確保することが重要です。大阪府大阪市では、自転車と自動二輪車の通路・駐車スペースを物理的に分離することで、どちらの利用者に対しても利便性を確保したり、比較的速度が速い自動二輪車が入ってくるのが想定される場合には、駐車場入口部に減速区間が設けられています。



通路・駐車スペースに柵を設置／大阪市



減速する区間を設けた入口（赤線部分）／大阪市

また、自転車駐車場での自動二輪車の受け入れに当たっては、当該自転車駐車場の構造、必要な設備等について、建築基準法、消防法等の関係法令への対応が必要となる場合があります。大阪府吹田市では、屋内に自動二輪車の受け入れを実施しており、消防法に基づき、消火設備の設置を同時に行っています。



消火設備の設置（赤枠部分）／吹田市

2-4 既設駐車場の改変(財産処分)および交付金の活用

街路交通施設課長より平成 23 年 5 月 12 日付け国都街発第 11 号「自動二輪車の駐車対策について(通知)」を発出し、既存の駐車場や自転車駐車場において、自動二輪車の受け入れの取り組みを推進するとともに、財産処分と交付金活用について次の留意点を通知しています。

①財産処分の規定について

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の第 22 条において、財産の処分の制限が規定されており、補助事業者等は、補助事業等により取得し、または効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならないとされていますが、たとえば、交付の目的が「安全で円滑な交通を確保し、魅力ある市・地域の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担が図られた交通体系を確立し、もって公共の福祉に寄与すること」である補助金の適用を受けた駐車場に対して、自動二輪車を受け入れるために改良することは、補助金等の交付の目的に反するものではありません。

②交付金の活用について

これまでに国からの補助金を活用されず整備された民間駐車場について、自動二輪車を受け入れるための改良について設備投資に係る部分について、社会資本整備総合交付金を活用した助成が可能です。

2-5 利用者へのPR活動の実施

駐車スペースの確保や利用環境の整備に加えて、利用者の目に届くようなPR活動を行うことも重要です。福岡県福岡市では、自動二輪車の駐輪が可能な駐車場・駐輪場の所在地・収容台数・利用料金・営業時間等の情報を記載した「駐車場マップ」を作成し、ホームページに掲載されています。

自動二輪 駐車場マップ 天神 渡辺通・赤坂 エリア

自転車専用駐輪場への駐車は「駐車違反」になります。下記の駐輪場をご利用ください。

番号	駐輪場名	収容台数	利用料金	営業時間	電話番号
1	済生会福岡総合病院	11台 36台	2時間無料(12時間:125cc超:300円/125cc以下:200円)	24時間	0120-988-025
2	エルガーラ	9台 34台	2時間無料(12時間:125cc超:300円/125cc以下:200円)	8:30~22:30	0120-988-025
3	イムズ	6台	30分:120円	8:00~23:00	733-2001
4	市庁舎駐輪場	—	2時間無料(6時間:200円)	24時間	733-5803
5	ベスト電器	※40台	2時間 100円(買物金額に応じた無料サービス有) ※対象車種25ccまで	10:00~19:00	752-0001
6	ソリアターミナル	35台	1日1回:500円	6:00~24:00	721-9000
7	岩田屋本館	15台	1日1回:500円	9:00~21:30	711-1656
8	VIORO	—	3時間無料(1日1回:150円)	10:00~24:00	771-1001
9	安国駐輪場	15台	7~24時:30分50円、24~7時:60分50円(時間帯により打ち切りあり)	24時間	716-7128
10	竹堂パーキング	12台	2時間:200円(24時間以内1,000円打ち切り)	8:00~23:00	731-5093
11	BIVI 福岡	40台 74台	2時間無料(24時間:125cc超:300円/125cc以下:200円)	24時間	0120-988-025
12	ロフト天神	6台 26台	2時間無料(6時間:125cc超:300円/125cc以下:200円)	24時間	0120-988-025
13	赤坂1丁目有料駐輪場	—	24時間:200円(第1:24台、第2:12台)	24時間	441-7921
14	ソリアアブリザ駐輪場	60台	24時間:500円	7:00~23:00	733-7777
15	天神プライム駐輪場	—	2時間無料(24時間:200円、以降12時間200円)	24時間	0120-988-025
16	天神ルーチェ駐輪場	—	2時間無料(24時間:200円)	8:00~23:00	713-5222
17	天神メント駐輪場	—	2時間無料(24時間:200円)	24時間	0120-988-025

※ピクカメラ天神2号館駐輪場(20台)は、施設開業時中の施設利用者に限る。

私たちのまち、福岡。ルールを守って「快適バイクライフ」 福岡市

自動二輪車の駐車場マップ／福岡市

自動二輪車駐車場の整備は、まだまだ少ない状況です。既存の駐車場や駐輪場において、配置の見直しを行い、限られたスペースの有効活用を図ることにより、整備台数を増やすことが可能であると考えています。引き続き、自動二輪車駐車スペースの確保に向けた取り組みをお願いします。

以上



第2章

条例等改正による 駐輪場への自動二輪車受け入れ



政令指定都市などで “自転車条例”見直しの動きが進む

平成 18 年の『駐車場法』改正以降、自動二輪車は公営の自動車駐車場への受け入れが進み、また、一定規模の建築物に対する二輪車駐車場の附置義務を課す自治体も出てきた。さらに、『道路法施行令』の改正で、平成 19 年から民間事業者などが道路上に二輪車駐車場を設置できるようになり、二輪車の駐車場整備はさまざまなアプローチで行われている。

しかし、二輪車駐車場の数は依然として不足した状況にあり、地元の市民から「駅の駐輪場にもバイクを駐車させてほしい」といった要望が届く自治体は少なくない。国も自治体に対して、駐輪場への自動二輪車の受け入れを呼びかけており（参照：70～71 頁）、近年では政令指定都市を中心に、いわゆる“自転車条例”を改正し、駅周辺の駐輪場に自動二輪車を受け入れるケースが増えている。

この章では、“自転車条例”など駐輪場の管理規程を改定し、自動二輪車の駐車対策に当たっている自治体を例にとり、条例の改正経緯やその内容、実際に整備した駐車場の特徴などを紹介する。取り上げる自治体は以下の通り。

■本章で取り上げる自治体（“自転車条例”等を改正したケース）

自治体名	条例改正時期	改正の内容
さいたま市	平成 17 年	一部の公営駐輪場に自動二輪車（全排気量）の収容開始。p. 18～
千葉市	平成 25 年	一部の公営駐輪場に自動二輪車（125cc 以下）の収容開始。p. 22～
町田市	平成 22 年	一部の公営駐輪場に自動二輪車（全排気量）の収容開始。p. 26～
浜松市	平成 17 年	一部の公営駐輪場に自動二輪車（全排気量）の収容開始。p. 30～
大阪市	平成 23 年	一部の公営駐輪場に自動二輪車（全排気量）の収容開始。p. 34～
北九州市	平成 24 年	ほぼすべての公営駐輪場に自動二輪車（全排気量）の収容開始。p. 38～
福岡市	平成 25 年	一部の公営駐輪場に自動二輪車（125cc 以下）の収容開始。p. 42～



人口：125万人 面積：217.5 km² 写真は「さいたま新都心駅東口自転車等駐車場」

1-さいたま市 H17. 条例改正（全排気量対応）

担当部署	都市局都市計画部都市交通課				電話 048-829-1111(代)
原一保有	47,749 台 (54.3%)	原二保有	12,902 台 (14.7%)	自二保有	27,225 台 (31.0%)

さいたま市・駐車関連条例の制定状況（日付は制定日）

自転車対策	放置防止関連	さいたま市自転車等放置防止条例	平成13年05月01日
	駐輪場設置関連	さいたま市営自転車等駐車場条例	平成13年05月01日
	附置義務関連	さいたま市自転車等駐車場の附置に関する条例	平成13年05月01日
	その他	さいたま市自転車等駐車場補助金交付要綱	平成13年05月01日
自動車対策	違法駐車防止関連	さいたま市違法駐車等防止条例	平成13年05月01日
	駐車場設置関連	さいたま市営浦和駅東口駐車場条例（他、施設ごとに制定）	平成19年03月15日
	附置義務関連	さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例	平成13年05月01日

上記の条例の対象車両

	条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪車(125cc以下)	自動二輪車(125cc超)	自動車
自転車対策	放置防止関連	○	○	—	—	—
	駐輪場設置関連	○	○	○	○	—
	附置義務関連	○	○	—	—	—
	その他	○	○	○	○	—
自動車対策	違法駐車防止関連	—	○	○	○	○
	駐車場設置関連	—	—	○	○	○
	附置義務関連	—	—	○	○	○

施策の注目点 市営駐車場および市営駐輪場の一部で自動二輪車の受け入れを開始。駐車場附置義務、駐輪場整備補助金の対象に自動二輪車を含めるなど、多角的なアプローチで二輪車駐車場の確保に取り組んでいる。

さいたま市・条例改正の概要

■背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年に浦和、与野、大宮が合併し、15年から政令指定都市。17年岩槻編入。合併に伴い条例整備を進めるなか、当時、顕在化した自動二輪車の駐車場不足への対応を検討。自動二輪車の駐車需要や施設構造等を勘案し、受け入れ可能な市営駐車場・駐輪場に駐車枠を確保することとした。
■経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年『さいたま市自転車等駐車場条例』一部改正。 平成17年「市営さいたま新都心駅東口自転車等駐車場」に自動二輪車49台を収容。 平成20年『さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例』一部改正。 平成21年「市営浦和駅東口駐車場」に自動二輪車38台を収容。 平成22年『さいたま市自転車等駐車場補助金交付要綱』一部改正。 平成25年「市営武蔵浦和駅西自転車等駐車場」に自動二輪車16台を収容。
■内容	<ul style="list-style-type: none"> 『さいたま市自転車等駐車場条例』では対象車両を、第8条「駐車場を利用できる自転車等の車種は、別表第3のとおりとする」とし、別表第3に市営駐輪場（27施設）ごとの利用車種と料金を規定。「新都心駅東口」と「武蔵浦和駅西」の駐輪場に「小型自動二輪車」および「自動二輪車」が含まれた。それぞれの車両の意味は表の「備考」に、道交法に則って規定している。 同市では市営駐車場（6施設）ごとに管理条例を設けており、「浦和駅東口」駐車場の条例（平成21年改正）では、第3条「駐車場を利用できる自動車等」の項に、道路運送車両法施行規則を用いて、「小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車」「第二種原動機付自転車」を含めた。 『さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例』では、第2条の「用語の意義」を改正。「自動二輪車」（道交法による大型自動二輪車および普通自動二輪車）を追加した。 『さいたま市自転車等駐車場補助金交付要綱』では、第2条の「用語の意義」を改正。「自動二輪車」（道交法による大型自動二輪車および普通自動二輪車）を追加した。
■その他	<ul style="list-style-type: none"> 市内では（財）さいたま市都市整備公社が駐車場および駐輪場の整備に携わっており、独自運営の施設においては、原付および125cc以下の二輪車まで収容対象としている施設が多い。125ccを超える二輪車を収容している施設も大宮駅に2場、浦和駅に1場ある。その他民営駐車場にも自動二輪車を駐車できる施設は増える傾向にある（現在30場程度が受け入れている）。

◆同市の自転車等駐車場条例では対象車両を「別表」で規定（道交法）することで柔軟な運用を可能にしている。一方、市営自動車駐車場には施設ごとの条例があり、こちらは対象車両を道路運送車両法施行規則によって規定している。

さいたま市・公営駐輪場整備状況

	自転車	原付(125cc以下含む)	自動二輪車(125cc超)
設置力所(施設)数	59場	42場	5場
収容可能台数	49,574台	3,928台	101台

※自転車・原付・自動二輪車の併用駐車場で、収容台数の車両内訳が不明な4場・6,383台収容は除いた。

自動二輪車の放置車両への対応

◆『さいたま市自転車等放置防止条例』に則って、原付までを撤去対象にしており、自動二輪車の撤去は行っていない。



新駅開発に伴い 自動二輪車収容を実現

事例① さいたま市

さいたま新都心駅東口自転車等駐車場

施設の概要

駐車施設名称	市営さいたま新都心駅東口自転車等駐車場
所在地	大宮区吉敷町4丁目269番1、2外
最寄り駅	JRさいたま新都心駅（徒歩約5分）
供用開始	平成17年6月
設置主体	さいたま市
土地所有者	さいたま市
土地の用途	自転車駐車場
施設形態	立体駐車場（鉄筋造3階建て）
収容台数	【一時利用】409台 （うち原付：67台、自二：49台）
	【定期利用】2,880台 （うち原付：248台、自二：0台）
利用料金	【一時利用】自転車：150円/1日1回 原付・125cc以下：200円/1日1回 自二125cc超：400円/1日1回
	【定期利用】自転車：2,140円/1カ月 原付・125cc以下：2,660円/1カ月 自二125cc超：定期利用なし
精算方法	精算機により現金徴収
利用時間	4：00～25：45
管理人の有無	有（財・さいたま市都市整備公社）
セキュリティ	ゲート式・監視カメラ設置



【設置場所】 大型商業施設に近く、自転車・二輪車の駐車需要が非常に高い。新駅開業に伴い、土地区画整理事業用地を活用し、新たな予算化によって整備した。



【設備】 車両を固定するラックを設置し、整然と駐車管理している。ラックには自動二輪車（125cc以下）も収容できる。

駐車場整備のヒント



【施設管理】 指定管理制度を活用し、事業者を公募。管理規程等、指定管理者からの提案を採用している。入口には自動改札を導入した。



【工夫・設備】 ラックに収まらない車両は、「特殊バイク」用の駐車スペースが用意されている。

事例② さいたま市

武蔵浦和駅西自転車等駐車場

施設の概要

駐車施設名称	市営武蔵浦和駅西自転車等駐車場
所在地	南区別所7丁目21-2
最寄り駅	JR 武蔵浦和駅（徒歩約2分）
供用開始	平成25年4月
設置主体	さいたま市
土地所有者	さいたま市
土地の用途	自転車駐車場
施設形態	立体駐車場（RC造2階建て）
収容台数	一時利用：208台 （うち原付：16台、自二：9台）
	定期利用：638台 （うち原付：36台、自二：7台）
利用料金	【一時利用】自転車：150円/1日1回 原付・125cc以下：260円/1日1回 自二125cc超：400円/1日1回
	【定期利用】自転車：3,150円/1カ月 原付・125cc以下：3,670円/1カ月 自二125cc超：定期利用なし
精算方法	精算機により現金徴収
利用時間	4：30～25：30
管理人の有無	有（サイカパーキング株式会社）
セキュリティ	チェーンロック式・監視カメラ設置



【設置場所】 駅に隣接する公共施設「サウスピア」に設置された駐輪場。125ccクラス専用(上)、屋外は大型の二輪車用(下)。



【工夫】 原付の駐車スペースには「空気入れ」を設置（上）。屋内は自転車、原付、125cc以下に駐車エリアを分割（下）。

事例③ さいたま市

市営浦和駅東口駐車場

施設の概要



【設置場所】 駅東口に面した地下式自動車駐車場に自動二輪車を収容。入り口には自動二輪車のマークが掲げてあり、満空情報も一目でわかる。



【レイアウト】 乗用車枠15台を自動二輪車38台に転用。チェーンロックによる精算。料金は一時利用のみで30分50円。夜間22：00～翌8：00は500円。



【工夫】 自動二輪車の走行レーンを赤いペイントで視覚化し、入庫から退出までわかりやすく案内表示している。場内の事故防止にも効果が期待できる。



人口:96万人 面積:272.1km² 写真は「スポーツセンター駅第1自転車駐車場」

2-千葉市 H25. 条例改正 (125cc 以下まで対応)

担当部署	建設局土木部自転車対策課 (駐輪場)			電話 043-245-5149	
	市民局市民自治推進部市民サービス課 (駐車場)			電話 043-245-5148	
原一保有	41,259台 (60.0%)	原二保有	7,774台 (11.3%)	自二保有	19,725台 (28.7%)

千葉市・駐車関連条例の制定状況 (日付は制定日)

自転車対策	放置防止関連	千葉市自転車等の放置防止に関する条例	昭和58年03月15日
	駐輪場設置関連	同上 (平成25年04月01日一部改正)	同上
	附置義務関連	同上 (平成25年04月01日一部改正)	同上

自動車対策	違法駐車防止関連	千葉市違法駐車等の防止に関する条例	平成07年03月06日
	駐車場設置関連	千葉市路外駐車場条例	昭和58年03月15日
	附置義務関連	千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例	昭和46年04月01日

上記の条例の対象車両

自転車対策	条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪車(125cc以下)	自動二輪車(125cc超)	自動車
	放置防止関連	○	○	—	—	—
	駐輪場設置関連	○	○	○ (施行規則)	—	—
	附置義務関連	○	—	—	—	—

自動車対策	条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪車(125cc以下)	自動二輪車(125cc超)	自動車
	違法駐車防止関連	—	○	○	○	○
	駐車場設置関連	—	—	○	○	○
	附置義務関連	—	—	—	—	○

施策の注目点

平成 25 年 4 月から市営駐輪場に自動二輪車(125cc 以下)の受け入れを開始。条例の対象車両(自転車等＝自転車・原付)は変更せず、条例施行規則で、“指定駐輪場に駐車できる車両(125cc 以下)”を規定した。

千葉市・条例改正の概要

■背景	<ul style="list-style-type: none"> 市内の一部駐輪場には収容台数に余裕があったこと。 市民から自動二輪車の駐車を受け入れてほしいという要望があること。 国からの通知により自動二輪車(125cc以下)の受け入れを積極的に進める依頼があったこと。 受け入れ車種の規定以外にも条例改正(附置義務)の必要があり、タイミングが合ったこと。
■経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 12 月～庁内調整 平成 24 年 06 月 千葉市自転車等駐車対策協議会に付議 同年 07 月 市長・副市長へ報告、外部機関(商工団体等)への説明、議員への説明 同年 08 月 パブリックコメント手続き(8月15日～9月14日実施) 同年 11 月 千葉市議会(第4回定例会)に付議 同年 12 月 議案可決、改正条例公布(H.24年12月19日) 平成 25 年 03 月 改正規則公布(H.25年03月18日) 同年 04 月 1日より受け入れ開始(H.25年度利用の事前受付を2月19日より開始)
■内容	<ul style="list-style-type: none"> 『千葉市自転車等の放置防止に関する条例』では、第2条で自転車駐車場の対象車両を「自転車等」とし、「自転車等」とは道交法でいう「自転車及び原動機付自転車」としている。 その上で、第16条では、「自転車等以外の車両等について、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、指定自転車駐車場に駐車することができる」と改正した。 『千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則』では、第9条の2で、「指定自転車駐車場には、道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車(側車付きのものを除く。次項において同じ。)のうち、総排気量が0.050リットルを超え0.125リットル以下のものを駐車することができる」と規定している。 また同条次項では「普通自動二輪車に係る指定自転車駐車場の利用については、原動機付自転車の例による」として、自動二輪車(125cc以下)の利用方法や料金は原付と同じ扱いとした。
■その他	<ul style="list-style-type: none"> 市営駐輪場は、自転車と原付の駐車を主目的としており、これらの駐車に影響が出ないよう、原付の利用者登録率が過去3年間にわたって50%未満であることと、既存の施設構造が自動二輪車(125cc以下)の駐車に適している一部の駐輪場についてのみ受け入れを行っている。

◆空きの多い駐輪場の有効活用という点で、自動二輪車の受け入れは有効策となり得る。とくに自動二輪車(125cc以下)と原付の車体は大差なく、設備等の変更が少なく済むため受け入れやすい。千葉市では今後の利用状況を踏まえて、受け入れ駐輪場の拡充を検討していくとしている。

千葉市・公営駐輪場整備状況

	自転車	原付	自動二輪車(125cc以下)
設置力所(施設)数	45 駅・141 カ所	35 駅・90 カ所	11 駅・15 カ所
収容可能台数	59,433 台	5,248 台	670 台

※自動二輪車の収容可能台数は、原付の収容可能台数の内数。

自動二輪の放置車両への対応

◆駐車場施設内に放置された自動二輪車(125cc以下)の撤去(移動・保管)は行う。道路に放置された自動二輪車の撤去は行わない。移動保管手数料は、原付と同額の3,000円としている。



125cc のサイズなら 原付枠で対応可能

事例④ 千葉市

千葉みなと駅第3自転車駐車場

施設の概要

駐車施設名称	千葉みなと駅第3自転車駐車場
所在地	中央区中央港1丁目
最寄り駅	千葉都市モノレール千葉みなと駅
供用開始	平成19年4月1日
設置主体	千葉市
土地所有者	千葉市
土地の用途	道路
施設形態	平置き（露天式）
収容台数	【定期利用】410台 うち原付・自二（125cc以下）：48台
利用料金	【定期利用】自転車：1,200円/1カ月 原付・125cc以下：1,800円/1カ月
精算方法	管理棟（第1自転車駐車場）で現金払い
利用時間	24時間利用可能
管理人の有無	無



【設置場所】 鉄道高架に接した道路敷きに整備した駐輪場。もともと原付の駐車枠に余裕があり、スペースの有効活用を図る。



【レイアウト】 設備の変更をほとんど行うことなく自動二輪車（125cc以下）の受け入れを実現（看板類などは随時更新される）。

【登録制】 現在は定期利用のみで、登録者は、車両にシールを貼付する仕組み。



駐車場整備のヒント



【車両の比較】 原付（左）と125ccクラスの自動二輪車（右）を比較してみても、サイズの差は大きいものではない。



【工夫・設備】 駐車スペースの仕切りにスチール製の低い柵が埋め込んであり、チェーンロック等で施錠できるようになっている。

事例⑤ 千葉市

スポーツセンター駅第1自転車駐車場

施設の概要

駐車施設名称	スポーツセンター駅第1自転車駐車場
所在地	稲毛区天台6丁目
最寄り駅	千葉都市モノレールスポーツセンター駅
供用開始	昭和63年3月28日
設置主体	千葉市
土地所有者	千葉市
土地の用途	道路
施設形態	平置き（露天式）
収容台数	【定期利用】380台 うち原付・自二（125cc以下）：30台
利用料金	【定期利用】自転車：1,400円/1カ月 原付・125cc以下：2,100円/1カ月
精算方法	管理棟（駅下）で現金払い
利用時間	24時間利用可能
管理人の有無	無



【設置場所】モノレール駅前に設けられた駐輪場。国道に面しておりアクセスは良好。駐輪スペースには空きがある。



【レイアウト】駐輪場の一角にバイク用ゾーンを設け、ゾーンの枠内に自由に駐車できる。原付と125ccの区別はなし。



【駐車ゾーンの表示】自転車が混入しないようにバイクゾーンは緑色のラインで囲み、「原付」と描かれている。

事例⑥ 千葉市

千葉市栄町立体駐車場

施設の概要



【設置経緯】市中心部にある自動車駐車場。平成24年に同市路外駐車場条例が改正され、自動二輪車の受け入れを開始。



【レイアウト】施設の1階の自動車のスペース4枠と空きスペースを自動二輪車スペース15枠へ転用した。チェーンロック式の現金精算。



【利用条件】一時利用のみ。24時間利用可能（8時～翌8時）。自動二輪車の料金は60分ごとに100円（1日最大700円）。ノボリを立ててPRもしている。



人口:43万人 面積:71.6km² 写真は「森野第二バイク駐車場」

3-町田市 H22. 条例改正 (全排気量対応)

担当部署	建設部交通安全課				電話 042-724-1136	
原一保有	24,973 台 (57.7%)	原二保有	6,832 台 (15.8%)	自二保有	11,479 台 (26.5%)	

町田市・駐車関連条例の制定状況 (日付は制定日)

自転車対策	放置防止関連	町田市自転車等の放置防止に関する条例	昭和 58 年 04 月 01 日
	駐輪場設置関連	町田市自転車等駐輪場条例	昭和 58 年 09 月 30 日
	附置義務関連	町田市自転車等の放置防止に関する条例	昭和 58 年 04 月 01 日
	その他	町田市民営自転車等駐輪場設置等補助金交付要綱	平成 03 年 10 月 01 日

自動車対策	違法駐車防止関連	町田市違法駐車等の防止に関する条例	平成 09 年 06 月 26 日
	駐輪場設置関連	町田市駐輪場法施行細則	平成 24 年 03 月 30 日
	附置義務関連	町田市中高層建築物に関する指導要綱	平成 09 年 04 月 01 日

上記の条例の対象車両

条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪車(125cc 以下)	自動二輪車(125cc 超)	自動車
放置防止関連	○	○	—	—	—
駐輪場設置関連	○	○	○	○	—
附置義務関連	○	○	—	—	—
その他	○	○	—	—	—

条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪車(125cc 以下)	自動二輪車(125cc 超)	自動車
違法駐車防止関連	—	—	○	○	○
駐輪場設置関連	—	—	—	—	○
附置義務関連	—	—	—	—	○

施策の注目点

町田市は、従来無料で供用していた駐輪場の有料化に伴い、自動二輪車の駐車枠を確保するため、平成 22 年に『自転車等駐車場条例』を改正し、対象車両に「自動二輪車」(全排気量)を追加した。

町田市・条例改正の概要

■ 背景	<ul style="list-style-type: none"> 小田急小田原線の鶴川駅には、従前、無料の駐輪場があり、自動二輪車の駐車需要も多かった。この施設を有料化するにあたって自動二輪車の駐車需要にも対応する必要があるため、そのためには条例を改正する必要がある。
■ 経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成 12 年『町田市自転車等駐車場条例』を改正。対象車両に自動二輪車（125 cc 以下）を追加。これにより「町田ターミナル自転車駐車場」「成瀬駅北口自転車駐車場」「原町田三丁目自転車駐車場」「玉川学園二丁目自転車駐車場」の 4 場が自動二輪車（125cc 以下）を受け入れている。 平成 21 年ごろから鶴川駅周辺にある無料駐輪場の有料化が検討される。 平成 22 年『町田市自転車等駐車場条例』を改正。 平成 23 年 2 月「鶴川駅東側バイク駐車場」を開設。自動二輪車（全排気量）を受け入れる駐輪場が初めて条例に記載された。
■ 内容	<ul style="list-style-type: none"> 『町田市自転車等駐車場条例』の改正は、「第 1 条の 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる」として、(1) 道交法による「自転車」、(2) 同「原付」、(3) 「自動二輪車（道交法による大型自動二輪車及び普通自動二輪車で、側車付きでないものをいう）」、(4) 自転車等とは、「自転車、原付、および自動二輪車をいう」とした。 そのうえで別表を設け、町田市の駐輪場ごとに駐車できる車両を定めている。

◆町田市では、市が指定した事業者が施設の運営・管理を行う指定管理者方式と、市が土地を提供して公益財団法人自転車駐車場整備センターが駐輪場を設置・運営する公営方式の 2 通りの事業を行っている。自転車駐車場整備センターが直営する駐輪場は条例施設ではないが、市との協議により運営方法を定め、以前から自動二輪車（125cc 以下）ないし自動二輪車（全排気量）を収容する駐輪場を運営している。

町田市・市営および公営駐輪場整備状況

	自転車	原付のみ	原付・125cc 以下	二輪車(全排気量)
設置力所(施設)数	20 場	5 場	4 場	9 場
収容可能台数	一時：1,697 台 定期：9,567 台	一時：91 台 定期：563 台	一時：86 台 定期：257 台	一時：365 台 定期：2,189 台

※二輪車（全排気量）のなかには、原付を収容しない 1 場（一時：5 台、定期 55 台）を含む。

※このほか市内には自転車対象の無料駐車場が 5 場、二輪車（全排気量）対象の無料駐車場が 4 場あり、収容台数が明確でないため表の数字には含まれていない。

自動二輪車の放置車両への対応

◆自動二輪車は「町田市自転車等の放置防止に関する条例」の対象外となっており、路上放置車両については警察と協力しながら対応している。

事例⑧ 町田市

森野第一バイク駐車場

施設の概要

駐車施設名称	森野第一バイク駐車場
所在地	森野 1-1
最寄り駅	JR 町田駅
供用開始	平成 63 年 9 月
設置主体	(公財) 自転車駐車場整備センター
土地所有者	町田市
土地の用途	宅地
施設形態	立体プレハブ・平置き (露天式)
収容台数	【一時利用】 二輪車 (全排気量) 143 台
	【定期利用】 二輪車 (全排気量) 1,135 台
利用料金	【一時利用】 原付: 150 円/1 日 1 回 自二 (125 cc 以下): 200 円/1 日 1 回 自二 (125 cc 超): 300 円/1 日 1 回
	【定期利用】 原付・125 cc 以下: 3,000 円/1 カ月・地下 原付・125 cc 以下: 1,900 円/1 カ月・露天 自二 (125 cc 超): 3,600 円/1 カ月・露天
精算方法	管理人による徴収
利用時間	24 時間利用可能
管理人の有無	有・常駐時間 (朝～夕)



【設置場所】JR 線と小田急線が交差する地点に位置し、二輪車駐車棟 (左) と自転車駐車棟 (右) が設置されている。



【レイアウト】駐車棟内は 125cc まで。敷地奥に露天の駐車エリアがあり、車種別、一時・定期でエリア分けされている。

施設の特徴



【工夫】利用率が高いため、敷地のスペースを無駄なく活用。通勤・通学を目的にした大型バイクの駐車も多い。



【特徴】近年、125cc クラスのスクーターの駐車需要が増えている。通勤・通学のため駅までの足ばかりでなく、周辺事業所への通勤者の利用も多い。



その他の二輪車駐車場

【森野第二バイク駐車場】 JR 線の線路に沿って、JR 町田駅から市役所方面に向かう市道に面して整備された原付・自動二輪車 (125cc 以下) 駐車場。設置・管理は自転車駐車場整備センター。道路からすぐに入庫でき、屋根付きという点も魅力なため利用率が高い。駐車状況を見ると、原付が 6～7 割、125cc クラスが 3～4 割程度を占めている。



人口:80万人 面積:1,558km² 写真は「浜松市ザザシティ駐車場」

4-浜松市 H17. 条例改正（全排気量対応）

担当部署	土木部土木総務課（駐輪場）			電話 053-457-2425	
	都市整備部交通政策課（駐車場）			電話 053-457-2441	
原一保有	50,734台 (55.2%)	原二保有	14,622台 (15.9%)	自二保有	26,481台 (28.8%)

▶ 浜松市・駐車関連条例の制定状況（日付は制定日）

自転車 対策	放置防止関連	浜松市自転車等の放置の防止に関する条例	平成06年03月31日
	駐輪場設置関連	浜松市自転車等駐輪場条例	平成06年03月31日
	附置義務関連	（要綱）浜松市自転車等駐輪場附置に関する指導要綱（中区）	平成07年10月01日

自動車 対策	違法駐車防止関連	浜松市違法駐車等の防止に関する条例	平成06年03月31日
	駐車場設置関連	浜松市駐車場条例	昭和39年03月20日
	附置義務関連	建築物における駐車施設の附置に関する条例	昭和39年03月30日

▶ 上記の条例の対象車両

自転車 対策	条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪車(125cc以下)	自動二輪車(125cc超)	自動車
	放置防止関連	○	○	—	—	—
	駐輪場設置関連	○	○	○	○	—
	附置義務関連	○	○	—	—	—

自動車 対策	条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪車(125cc以下)	自動二輪車(125cc超)	自動車
	違法駐車防止関連	—	—	○	○	○
	駐車場設置関連	—	—	○	○	○
	附置義務関連	—	—	—	—	○

施策の注目点

平成 17 年に『自転車等駐車場条例』を改正し、駐輪場ごとに対象車両を指定し、一部の施設で自動二輪車の受け入れを開始。平成 20 年『駐車場条例』も改正し、一部の施設で自動二輪車を受け入れている。

浜松市・条例改正の概要

■ 背景	<ul style="list-style-type: none"> 二輪車の駐車場不足が社会的に問題提起されはじめた平成 15 年以降、地方自治体のなかには自動二輪車の駐車対策を模索する動きが出てきていた。二輪車産業にゆかりの深い浜松市にも期待が集まり、自治体として二輪車駐車場の整備に取り組むよう要望が寄せられていた。
■ 経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年、市内初の二輪車駐車場「八幡橋東自動二輪車駐車場」を開設。約 40 台を収容可能とした。当初は自転車対策の一環ではなく、自動二輪車駐車場整備の単独事業として行われ、利用については無料としている。また同年中に施設を拡張し、さらに約 50 台の枠を追加した（無料）。 平成 17 年「八幡橋西自動二輪車駐車場」（自動二輪車専用 45 台収容）を開設した。 平成 20 年『浜松市自転車等駐車場条例』を改正し、市営駐輪場ごとに対象車両が明確化され、自動二輪車も含まれた（それまでの二輪車駐車場の扱いは要綱に定めていた）。 同年「浜松駅西自動二輪車駐車場」を開設。自動二輪車 70 台を収容可能（無料）。 同年『浜松市駐車場条例』を改正し、4 月 1 日より「浜松市ザザシティ駐車場」に自動二輪車 70 台の受け入れを開始した（有料）。
■ 内容	<ul style="list-style-type: none"> 『浜松市自転車等駐車場条例』では、「第 3 条 駐車場に駐車することができる車両(以下「自転車等」という。)は、別表第 6 の左欄に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める車両とする」としている。駐輪場は、駐車できる車両の組み合わせごとに「自転車」(7 場)、「自転車及び原動機付自転車」(9 場)、「自転車、原動機付自転車および自動二輪車」(7 場)、「原動機付自転車」(1 場)、「自動二輪車」(3 場)、の 5 つのタイプに分かれている。自動二輪車は、道交法でいう「大型自動二輪車および普通自動二輪車」である。 『浜松市駐車場条例』では、「第 4 条の 3 駐車場に駐車することができる自動車は、別表第 2 の左欄に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める自動車とする」としている。これにより市内に 4 つある市営駐車場は、「普通自動車及び側車付きの自動二輪車」に限る駐車場が 3 場を占めるが、「普通自動車及び自動二輪車」が駐車できる施設が 1 場設けられた。

◆浜松市では、自転車対策として実施している自動二輪車の駐車場は無料で供用している。自動車駐車場への受け入れは有料となっており、利用率にかなりの差が生じている。同市では現在、自転車利用の総合計画を策定中であり、今後は路上駐輪場の拡充、有料化が検討されている。

浜松駅周辺駐輪場整備状況

	自転車	原付(50cc 以下)	自動二輪車(50cc 超)
設置力所(施設)数	9 場	4 場	4 場
収容可能台数	2,032 台	417 台	282 台

※自動二輪車の駐車場は「浜松市ザザシティ駐車場」の 70 台収容を含む。

自動二輪車の放置車両への対応

◆自動二輪車の路上放置車両については、警察の違法駐車取り締まりに委ねており、撤去措置はとっていない。



無料で利用できる 駅直近の駐車場

事例⑨ 浜松市

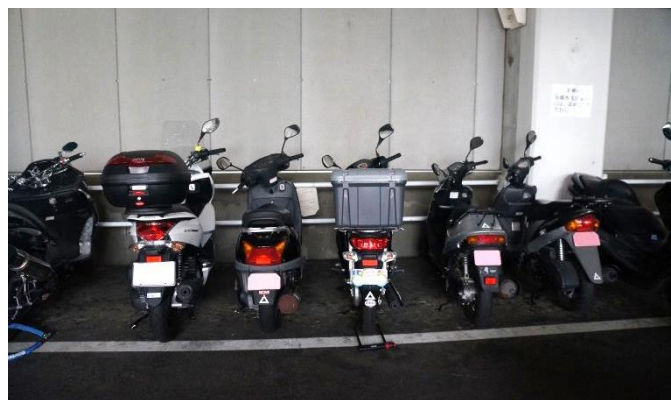
浜松駅西自動二輪車駐車場

施設の概要

駐車施設名称	浜松駅西自動二輪車駐車場
所在地	中区砂山町 323-2
最寄り駅	JR 浜松駅（徒歩 2 分）
供用開始	平成 20 年 4 月
設置主体	浜松市
土地所有者	JR 東海
土地の用途	鉄道用地
施設形態	高架下・平置き
収容台数	自二：70 台
利用料金	自二：無料
利用時間	24 時間利用可能
管理人の有無	無



【設置場所】 JR 浜松駅近接の鉄道高架下であり、商業施設が集積しているため通勤・通学、買い物等、駐車需要が非常に高い。70 台枠に対して平均 84 台近い収容実態（140%）となっている。



【管理】 市が直接管理しており、無料供用のため採算性は求めている。125cc クラスの利用が全体の約 6 割を占めている。

【警告】 白線外や通路などに駐車した場合は、警告札を貼付して、14 日以上放置された車両は撤去・保管措置とする。



駐車場整備のヒント



【案内看板等】 自動二輪の駐車場であることを明確にする看板を設置している。原付が混入するケースは 1% 程度。自転車の混入はゼロ。



【安全配慮】 駐車場は歩道に面しているが、鉄柵で分離しており、安全を確保しつつ、防災面からは開放的な駐車空間となっている。

事例⑩ 浜松市

八幡橋東(西)自動二輪車駐車場

施設の概要

駐車施設名称	八幡橋東(西)自動二輪車駐車場
所在地	東：中区海老塚680、西：海老塚685-10
最寄り駅	JR浜松駅(徒歩3分)
供用開始	東：平成16年8月、西：平成17年8月
設置主体	浜松市
土地所有者	JR東海
土地の用途	鉄道用地
施設形態	高架下・平置き
収容台数	東：自動二輪97台 西：自動二輪45台
利用料金	無料
利用時間	24時間出入り自由
管理人の有無	なし



【設置場所】市がJRの鉄道用地を無償借用し供用しており、利便性がよく利用率は東は約80%、西は140%を超えている。東の利用率が比較的低いのは、露天部分があり避けられがち。



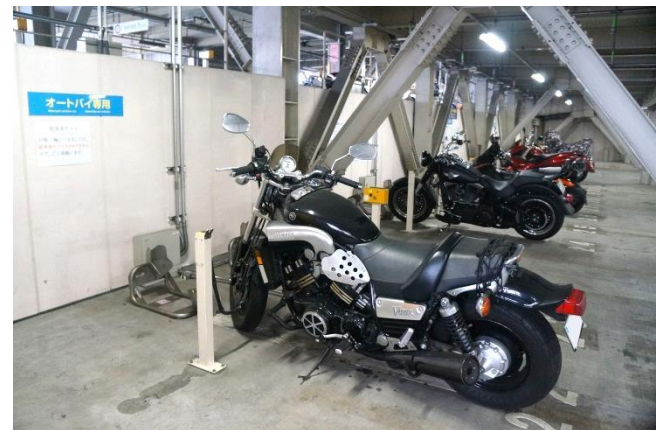
【近くに原付の駐車スペースも】歩道に鉄柱を立てて車の進入を防ぎ、路上に原付駐車場を開設した。

【高架下の利点】道路からのアクセスがよいことと、高架が雨よけになる点はたいへん便利。雨宿りのライダーも見かける。

その他の二輪車駐車場



【浜松市ザザシティ駐車場】平成20年4月から自動二輪車70台を受け入れた市営駐車場(有料)。料金は1時間100円で、24時間最大500円。定期利用は5,000円/1カ月。利用時間は7:00~25:00となっている。



【大型バイクに人気】観光ツーリングのライダーなど、有人管理でセキュリティが高いという安心感に人気がある。



人口:287万人 面積:223km² 写真は「新大阪駅北口自転車駐車場」

5-大阪市 H23. 条例改正（全排気量対応）

担当部署	建設局管理部自転車対策課（駐輪場への二輪車受け入れ）			電話 06-6615-7699	
	都市計画局計画部交通政策課（自動二輪車駐車対策）			電話 06-6208-7843	
原一保有	102,335 台 (56.1%)	原二保有	32,141 台 (17.6%)	自二保有	47,960 台 (26.3%)

大阪市・駐車関連条例の制定状況（日付は制定日）

自転車対策	放置防止関連	自転車等の駐車の適正化に関する条例	昭和63年04月01日
	駐輪場設置関連	大阪市立有料自転車駐車場条例	平成18年09月21日
	附置義務関連	自転車駐車場の附置等に関する条例	平成22年02月26日
自動車対策	違法駐車防止関連	大阪市迷惑駐車の防止に関する条例	平成06年04月01日
	駐車場設置関連	大阪市立駐車場条例	昭和40年07月01日
	附置義務関連	建築物における駐車施設の附置等に関する条例	昭和39年06月11日

上記の条例の対象車両

自転車対策	条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪(125cc以下)	自動二輪(125cc超)	自動車
	放置防止関連	○	○	—	—	—
	駐輪場設置関連	○	○	○(施行規則)	○(施行規則)	—
	附置義務関連	○	○	—	—	—

自動車対策	条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪(125cc以下)	自動二輪(125cc超)	自動車
	違法駐車防止関連	—	—	○	○	○
	駐車場設置関連	—	—	○	○	○
	附置義務関連	—	—	○	○	○

施策の注目点

自動二輪車の駐車場不足に対応するため、駐車および駐輪に関する条例を改正し、市立駐車場と駐輪場の両方へ受け入れを図っている。民間事業も誘導し、市内の自動二輪車の駐車枠は急速に拡充している。

大阪市・条例改正の概要

■ 背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 12 月「大阪市における自動二輪車の駐車対策のあり方に関する提言」を採択。駐車需要の発生源への自動二輪車駐車場附置義務化、民間駐車場事業の誘導、商店街など地域での駐車場確保、公的スペースの有効活用による駐車場所確保の 4 つを軸にした駐車対策が提案された。
■ 経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年大阪市道路公社運営の「長堀駐車場」「東長堀駐車場」へ試験的に自動二輪車を収容。 平成 19 年「大阪市における自動二輪車の駐車対策のあり方に関する提言」を公表。 平成 20 年『建築物における駐車施設の附置等に関する条例』を改正し、自動二輪車を対象化。 平成 21 年『大阪市立駐車場条例』を改正し、原付二種、軽二輪、小型二輪を対象化。「新大阪駅南駐車場」に 13 台、「西横堀駐車場」に 52 台の自動二輪車を受け入れ開始した。 平成 23 年『大阪市立有料自転車駐車場条例』改正、一部市立駐輪場へ自動二輪車が駐車可能に。
■ 内容	<ul style="list-style-type: none"> 『建築物における駐車施設の附置等に関する条例』の改正では、自動車駐車場の附置とは別に、新たに自動二輪車駐車場の附置義務基準を盛り込んだ。 『大阪市立駐車場条例』の改正は、「自動車」の定義を、道路運送車両法施行規則に規定する「第二種原動機付自転車」並びに「普通自動車」「小型自動車」及び「軽自動車」としたもので、これにより、平成 22 年 4 月から一部の私立駐車場で自動二輪車の収容が実施されている。 『大阪市立有料自転車駐車場条例』の対象は、道交法でいう「自転車」と「原付」となっている。平成 23 年 10 月の条例改正では、対象車両は変えず、第 3 条の「駐車制限」のなかに「ただし、市規則で定める有料自転車駐車場については、自動二輪車を駐車することができる」と盛り込んだ。これにより平成 24 年 4 月 1 日より、一部の市立駐輪場で自動二輪車の受け入れが行われている。

◆同市の自転車条例は、「規則で指定した市立駐輪場に自動二輪車を駐車できる」という改正を行った。「駐輪場の収容台数に余裕があること」と「駐輪場を安全に利用できること」（立体式でない構造、自転車と自動二輪車を分離できる構造、安全な入退出が可能なこと）が指定の条件となっている。

大阪市・市営駐輪場整備状況

	自転車等	自動二輪車(50cc 超)
設置力所(施設)数	159 駅	7 駅
収容可能台数	159,000 台	122 台(定期:99 台/一時:23 台)

自動二輪車の放置車両への対応

◆自動二輪車の路上放置車両については、警察の違法駐車取り締まりに委ねており、撤去措置はとっていない。



新大阪駅に近接 自動二輪車収容を実現

事例① 大阪市

新大阪駅北口自転車駐輪場

施設の概要

駐車施設名称	新大阪駅北口自転車駐輪場(Cブロック)
所在地	淀川区宮原 1-1 先
最寄り駅	新大阪駅
供用開始	平成 24 年 5 月 1 日(自動二輪車エリア)
設置主体	大阪市
土地所有者	大阪市
土地の用途	自転車駐輪場
施設形態	平置き
収容台数	【定期利用】 自転車 : 229 台 原付 : 59 台 自二 : 18 台
利用料金	【定期利用】 自転車 : 2,000 円/1 カ月 原付 : 3,000 円/1 カ月 自二 : 8,000 円/1 カ月
精算方法	管理事務所で受け付け
利用時間	24 時間利用可能
管理人の有無	有(巡回監視等)



【設置場所】 新大阪駅から徒歩 3 分。歩道に面した平置きの駐輪場。駅近隣の事業所などへの通勤利用など、自動二輪車の駐車枠はすべて満車。



【レイアウト】 駐輪場の一角に定期貸しの自動二輪車スペースを柵等により区画。

駐輪場整備のヒント



【レイアウト】 自転車と原付・自動二輪車は、入り口が異なり、駐車スペースも柵等で仕切られており、完全に分離されている。



【駐車ゾーン】 駐車スペースは、1 台ずつの枠を区切らずに、駐車ゾーンを白線で示しただけだが、利用者は整然と並べて駐車している。

事例⑫ 大阪市

弁天町駅東自転車駐車場

施設の概要

駐車施設名称	弁天町駅東自転車駐車場 (Bブロック)
所在地	港区波除3-11-3
最寄り駅	弁天町駅
供用開始	平成25年4月1日 (自動二輪車エリア)
設置主体	大阪市
土地所有者	大阪市
土地の用途	自転車駐車場
施設形態	平置き
収容台数	【定期利用】 自転車：250台 原付：10台 自二：10台
利用料金	【定期利用】 自転車：1,200円/1カ月 原付：1,800円/1カ月 自二：8,000円/1カ月
精算方法	管理事務所で月極め登録
利用時間	24時間利用可能
管理人の有無	巡回監視

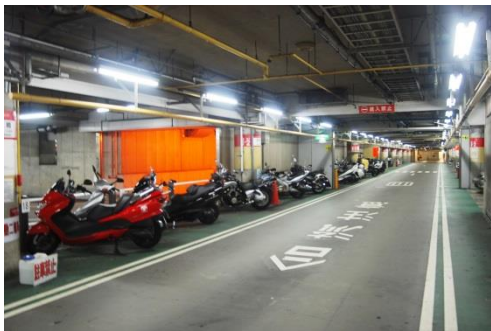


【設置場所】 弁天町駅東駐輪場への入口は、中央大通りの最右端車線から進入路が引かれている。阪神高速の高架下のスペースが駐輪場として整備されている。



【レイアウト】 駐輪場の一角に定期貸しの自動二輪車スペースを柵により区画。

大きく伸びた自動二輪車の収容台数



【駐車場にも収容】 平成20年10月から25年6月まで、市内の自動二輪車駐車場の箇所数、収容台数は3倍以上に伸びた(グラフ)。写真は自動車駐車場「長堀駐車場」(中央区)。

■ 大阪市のホームページに掲載された自動二輪車駐車場の数の推移





人口: 98万人 面積: 486.8km² 写真は「戸畑駅前自転車駐車場」

6-北九州市 H24. 条例改正 (全排気量対応)

担当部署	建設局総務部管理課放置自転車担当係 (駐輪場)			電話 093-582-2271	
	建築都市局計画部都市交通政策課交通戦略推進係 (駐車場)			電話 093-582-2518	
原一保有	32,786台 (55.5%)	原二保有	8,285台 (14.0%)	自二保有	18,009台 (30.5%)

北九州市・駐車関連条例の制定状況 (日付は制定日)

自転車 対策	放置防止関連	北九州市自転車の放置の防止に関する条例	平成 01 年 03 月 30 日
	駐輪場設置関連	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	昭和 47 年 03 月 30 日
	附置義務関連	北九州市自転車の放置の防止に関する条例	平成 01 年 03 月 30 日

自動車 対策	違法駐車防止関連	北九州市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	平成 12 年 12 月 13 日
	駐車場設置関連	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例	昭和 47 年 03 月 30 日
		北九州市自動車駐車場条例	平成 05 年 03 月 31 日
附置義務関連	建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例	昭和 41 年 11 月 01 日	

上記の条例の対象車両

自転車 対策	条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪車(125cc以下)	自動二輪車(125cc超)	自動車
	放置防止関連	○	—	—	—	—
	駐輪場設置関連	○	○	○	○	○
	附置義務関連	○	—	—	—	—

自動車 対策	条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪車(125cc以下)	自動二輪車(125cc超)	自動車
	違法駐車防止関連	—	○	○	○	○
	駐車場設置関連	—	—	○	○	○
	附置義務関連	—	—	—	—	○

施策の注目点 北九州市では、自転車駐車場に関する条例を一部改正し、平成 24 年 7 月から市内のほとんどの市営駐輪場で、自動二輪車(全排気量)の受け入れを開始した。利用者のマナーがよく、管理者の評価は上々。

北九州市・条例改正の概要

■ 背景	<ul style="list-style-type: none"> 平成元年の条例制定時に、対象車両である原付の定義を道路運送車両法で規定していたため、当時から駐輪場では原付二種までを受け入れていた。 近年、市民や議会から市営駐輪場に 125cc 超の自動二輪車についても駐車できるようにとの声が挙がっていた（国からの通知も後押しとなった）。 自動二輪車の放置車両が自転車の放置の“呼び水”にもなっており、対策が求められていた。 すでに 125cc 以下の収容実績があり、既存施設での受け入れに見通しが立てやすかった。
■ 経緯	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年頃 条例改正に向けた内部合意形成。 平成 23 年度 調査検討（駐車需要、関連法令、施設構造確認等）を実施。 受け入れ方針決定（パブリックコメントの募集は行っていない）。 平成 24 年 3 月 議会に付議。 平成 24 年 7 月 1 日より市営駐輪場（21 場）に自動二輪車（全排気量）を受け入れ開始。
■ 内容	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市の自転車対策関連条例は他都市の条例体系とやや異なり、放置防止条例は現在でも自転車だけが対象となっている。このため、撤去措置や駐輪場の附置義務について、原付や自動二輪車は適用外となっている。 市営駐車場に駐車できる車両を規定しているのは、「北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例」であり、そのなかの一部が改正された。 第 30 条の 2 自転車駐車場に駐車させることができる自転車等の種類は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車及び同項第 11 号の 2 に規定する自転車並びに同法第 3 条に規定する大型自動二輪車(側車付きのものを除く。)及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)とする。ただし、北九州市立本城駅前自転車駐車場にあつては、大型自動二輪車及び普通自動二輪車で総排気量が 0.125 リットルを超える内燃機関を原動機とするものは、駐車させることができない。

◆北九州市では自転車の放置禁止区域が 17 カ所設定されており、22 の市営駐輪場が設置されている。条文にある通り本城駅前駐輪場のみ自動二輪車（125cc 以下）までの収容（125 cc 超の受け入れは構造上不可能）。21 場を合わせた 1 カ月の自動二輪車（125 cc 超）利用台数は、平成 24 年 7 月の 845 台から、平成 25 年 5 月には 1,961 台（232.1%）へと増加している。同市の担当者は「ライダーの利用マナーはよく、管理者からの評判も上々。これまで事故の発生もない」という。

北九州市・公営駐輪場整備状況

	自転車等	原付・自動二輪車(125cc 以下)	原付・自動二輪車(全排気量)
設置力所(施設)数	22 場	1 場 (自転車等の内数)	21 場 (自転車等の内数)
収容可能台数	8,524 台	32 台 (自転車等の内数)	973 台 (自転車等の内数)

自動二輪車の放置車両への対応

◆原付と自動二輪車の路上放置車両については条例の適用外のため、撤去措置はとっていない。



ビル1階のフロアに 原付・自動二輪車を収容

事例⑬ 北九州市

黒崎駅前自転車駐車場

施設の概要

駐車施設名称	黒崎駅前自転車駐車場
所在地	八幡西区黒崎 3-7
最寄り駅	JR 黒崎駅 (徒歩 2 分)
供用開始	平成 14 年 4 月 1 日
設置主体	北九州市
施設形態	路外駐車場・立体式
収容台数	自転車：894 台 原付・自二：77 台
利用料金	【一時利用】原付・自二：150 円/1 日 1 回 【定期利用】原付・自二：3,000 円/1 カ月
精算方法	機械式 (プリペイドカード購入)
利用時間	6:00~22:00
管理人の有無	有



【設置場所】黒崎駅のペデストリアンデッキから駐輪場への連絡通路がありアクセスに便利。場内は明るく整然としている。



【工夫】原付 2 台分の枠を大型自動二輪車用に確保している。管理人が必要を判断し、原付を駐車させることも。



【レイアウト】1階を原付と自動二輪車用のスペースとして配置。2階よりは自転車用フロアで、搬入用ベルトコンベアーを使用。

駐車場整備のヒント



【出入口】入口にある自動販売機でプリペイドカードを購入し、機械に挿入すると入口の扉が開く構造になっている。退出するときは、室内にある読み取り機にカードを挿入すると扉が開く仕組み。なお、時間を超過して駐車した車両には管理人がチェーンロックを施錠し、超過料金を徴収する。

事例⑭ 北九州市

小倉駅北口自転車駐車場

施設の概要

駐車施設名称	小倉駅北口自転車駐車場
最寄り駅	JR小倉駅（徒歩2分）
供用開始	平成10年4月1日
施設形態	平置き・屋根付き
収容台数	原付・自二：99台
利用料金	一時：150円/1日1回 定期：3,000円/1カ月
利用時間	6：00～22：00
管理人の有無	有



【施設の特徴】 JR小倉駅の北口に隣接して整備された駐輪場。もともと自動二輪車の駐車需要が高い場所で、日常的に利用率が高い。

事例⑮ 北九州市

戸畑駅前自転車駐車場

施設の概要

駐車施設名称	戸畑駅前自転車駐車場
最寄り駅	JR戸畑駅（徒歩1分）
供用開始	平成14年10月1日
施設形態	路外駐車場・壁面開放あり
収容台数	原付・自二：44台
利用料金	一時：150円/1日1回 定期：3,000円/1カ月
利用時間	6：00～22：00
管理人の有無	有



【施設の特徴】 駅至近の立地から、利用率は非常に高い。大型二輪車の枠には福岡市など市外からの利用者も多い。

事例⑯ 北九州市

市営天神島駐車場

施設の概要

駐車施設名称	市営天神島駐車場
施設形態	路外駐車場・立体式（自走）
収容台数	自二（125cc超）：11台
利用料金	一時：30分ごとに50円 1日最大500円
利用時間	7：30～22：00
管理人の有無	有



【社会実験】 同市都市交通政策課の主導で、平成23年5月20日から市営自動車駐車場に自動二輪車(125cc超)を試験的に受け入れている。



人口:150万人 面積:341.7km² 写真は「竹下駅西口駐輪場」

7-福岡市 H25. 条例改正 (125cc 以下まで対応)

担当部署	道路下水道局計画部自転車課 (整備計画)			電話 092-711-4443	
	道路下水道局管理部道路管理課 (管理)			電話 092-711-4468	
原一保有	80,309 台 (62.9%)	原二保有	16,716 台 (13.1%)	自二保有	30,571 台 (24.0%)

福岡市・駐車関連条例の制定状況 (日付は制定日)

自転車対策	放置防止関連	福岡市自転車の放置防止に関する条例	昭和 60 年 04 月 01 日
	駐輪場設置関連	福岡市自転車駐輪場条例	昭和 60 年 04 月 01 日
	附置義務関連	福岡市自転車等駐輪場の附置及び建設奨励に関する条例	昭和 57 年 04 月 01 日

自動車対策	違法駐車防止関連	福岡市迷惑駐車の防止に関する条例	平成 06 年 03 月 31 日
	駐輪場設置関連	福岡市営駐輪場条例	昭和 44 年 04 月 03 日
	附置義務関連	福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例	昭和 47 年 04 月 01 日

上記の条例の対象車両

自転車対策	条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪車(125cc 以下)	自動二輪車(125cc 超)	自動車
	放置防止関連	○	—	—	—	—
	駐輪場設置関連	○	○	○	—	—
	附置義務関連	○	○	—	—	—

自動車対策	条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪車(125cc 以下)	自動二輪車(125cc 超)	自動車
	違法駐車防止関連	—	○	○	○	○
	駐輪場設置関連	—	—	○	○	○
	附置義務関連	—	—	—	—	○

施策の注目点

福岡市は、平成 25 年に『福岡市自転車駐車場条例』を改正し、条例の対象に「普通自動二輪車」(125cc 以下)を追加。市営の駐輪場(現在 5カ所)において同年 4 月 1 日から受け入れを開始した。

福岡市・条例改正の概要

■ 背景	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、議会から市営駐輪場に自動二輪車を駐車できるようにとの声が挙がっていた。 ・ 国から自動二輪車の受け入れを促す通知がなされた。 ・ 自動二輪車(125cc 以下)は原付と車格が同等なため既存施設での受け入れが検討できた。
■ 経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年から条例改正に向けた検討開始。 ・ 平成 23 年 調査検討(駐車需要、関連法令、車種、施設構造、他自治体の事例等)を実施。受け入れ方針決定。パブリックコメントの募集は行っていない。 ・ 平成 24 年 具体的な受け入れ検討(既存 4カ所、新設 1カ所)。 ・ 平成 25 年 3 月 条例改正を議会に付議。 ・ 平成 25 年 4 月 1 日より供用開始(市内 5カ所)。
■ 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『福岡市自転車駐車場条例』では市営駐車場の利用対象を定めており、従来は、道交法に規定する「原動機付自転車および自転車」としていた。 ・ 今回の改正において、第 3 条第 1 項第 3 号に「普通自動二輪車のうち側車付きのものを除いたものであって、排気量が 0.050 リットルを超え 0.125 リットル以下のもの」を追加し、駐輪場の受け入れ対象に自動二輪車(125cc 以下)が加わった。 ・ ただし、第 3 条第 1 項第 3 号に規定する普通自動二輪車にあつては、規則で定める自転車駐車場に限る。」とし、5カ所の駐輪場において自動二輪車(125cc 以下)の受け入れを行っている。

◆福岡市では、平成 14 年に『福岡市営駐車場条例』を改正し、市営駐車場の利用対象に「大型自動二輪車」と「普通自動二輪車」を追加している。これにより市内 4 つの市営駐車場のなかで、「市営博多駅駐車場」および「市営川端地下駐車場」に自動二輪車を駐車することができる。

福岡市・公営駐輪場整備状況

	自転車	原付	原付・自動二輪車(125cc 以下)	自動二輪車
設置力所(施設)数	131カ所	65カ所	5カ所	2カ所
収容可能台数	51,618台	3,601台	167台	70台

※自動二輪車の数字は市営駐車場である「博多駅駐車場」(30台)「川端地下駐車場」(40台)の 2カ所。

自動二輪車の放置車両への対応

◆自動二輪車の路上放置車両については、警察の違法駐車取り締まりに委ねており、撤去措置はとっていない。



レイアウトを工夫して 駅前に駐輪場を確保

事例⑰ 福岡市

竹下駅西口駐輪場

施設の概要

駐車施設名称	竹下駅西口駐輪場
所在地	博多区竹下1丁目
最寄り駅	JR 竹下駅
供用開始	平成 25 年 4 月
設置主体	福岡市
土地所有者	福岡市
土地の用途	駅前広場
施設形態	平置き
収容台数	自転車：290 台 原付（自二 125cc 以下）：30 台
利用料金	【一時利用】原付：150 円/1 日 1 回 【定期利用】原付：2,900 円/1 カ月
精算方法	機械式（集中精算型）
利用時間	原付：24 時間利用可能
管理人の有無	有



【設置場所】駅前広場の整備にあわせて駐輪場を設置。レイアウトを工夫し、原付と自動二輪車（125cc 以下）の駐車場（30 台）を確保した。



【レイアウト】駐車枠の幅は 80cm で、ゆったり配置されている。写真に見えるデッキ状の建屋には自転車を収容している。

【自転車のスペース】駅へつながる通路に駐輪ラックを設置した。



駐車場整備のヒント



【進入路】二輪車の利用者は、駅前広場の車路を進んだところに二輪車用出入口がある。



【出入口】二輪車の出入口は 1 カ所だけであり、駐車した後は、人だけが通れる出入口を歩いて歩道に出る。人が車路を渡らないよう配慮されている。

事例⑱ 福岡市

香椎駅南(東)駐輪場

施設の概要

駐車施設名称	香椎駅南(東)駐輪場
最寄り駅	JR 香椎駅
供用開始	平成 25 年 4 月 1 日 (自動二輪車枠)
施設形態	平置き・屋根付き
収容台数	南：原付および自二 37 台 東：原付および自二 39 台
利用料金	一時：150 円/1 日 1 回 定期：2,900 円/1 カ月
利用時間	南：6 時～24 時 東 6 時～22 時
管理人の有無	有



【設置場所】 JR 香椎駅の南と東に設置された駐輪場。駐車車種の拡大は、駐輪場の利用率向上につながる。

事例⑲ 福岡市

西新駅西(北)駐輪場

施設の概要

駐車施設名称	西新駅西(北)駐輪場
最寄り駅	地下鉄西新駅
供用開始	平成 25 年 4 月 1 日 (自動二輪車枠)
施設形態	平置き・屋根付き
収容台数	西：原付および自二 11 台 北：原付および自二 50 台
利用料金	一時：150 円/1 日 1 回 定期：2,900 円/1 カ月
利用時間	6：00～22：00
管理人の有無	有



【設置場所】 地下鉄西新駅の西と北に設置された駐輪場。

その他の二輪車駐車場

【市営駐車場】
写真左は「博多駅駐車場」、
右は「川端地下駐車場」。



【施設の特徴】 博多口から徒歩 3 分。30 台収容可能。30 分 50 円で 24 時間以内なら最大 500 円。



【施設の特徴】 中洲に近い地下駐車場。自動車枠を自動二輪車に転用。現在 40 台を受け入れ。



第3章

**条例制定当初から
自動二輪車を受け入れてきた自治体**



さまざまな工夫と改善で効率的な収容を実現

全国の自治体がそれぞれ制定している自転車条例は、『自転車法』に則っているため、そのほとんどが駐輪場への収容対象を自転車と原付に限っている。しかし、なかには自転車条例の制定当初から、収容対象に自動二輪車を含めている自治体もわずかにある。

この章では、10年以上前から放置自転車対策のなかに自動二輪車を位置づけ、その駐車場施策を積極的に行ってきた自治体を取り上げ、さまざまな工夫や改善を行って運営されてきた二輪車駐車場を紹介する。

■本章で取り上げる自治体（10年以上前から駐輪場に自動二輪車を受け入れている）

自治体名	条例制定時期	駐車場整備のポイント
品川区	平成 13 年	100 台規模の自動二輪車を駐車できる路上駐車を整備。p. 50～
川崎市	昭和 62 年	歩道上に自動二輪車（125cc 以下）を含む路上駐車を整備。p. 54～
神戸市	昭和 58 年	民間事業者の運営力を活用して自動二輪車の路上駐車を整備。p. 58～
広島市	昭和 60 年	効率的で整然とした収容を図るため、さまざまな工夫を導入。p. 62～



人口:37万人 面積:22.8km² 写真は「大井町駅西口自転車等駐車場」

8-品川区 自動二輪車 100 台規模の路上駐車を整備

担当部署	品川区防災まちづくり事業部土木管理課自転車対策係			電話 03-5742-6786	
原一保有	11,757 台 (43.6%)	原二保有	5,910 台 (21.9%)	自二保有	9,277 台 (34.4%)

品川区・駐車関連条例の制定状況（日付は制定日）

自転車対策	放置防止関連	品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例	平成 13 年 03 月 30 日
	駐輪場設置関連	同上	同上
	附置義務関連	品川区自転車駐車場の付置義務に関する要綱	平成 14 年 03 月 27 日

自動車対策	違法駐車防止関連	品川区違法駐車等の防止に関する条例	平成 06 年 12 月 02 日
	駐車場設置関連	—	—
	附置義務関連	—	—

上記の条例の対象車両

自転車対策	条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪車(125cc以下)	自動二輪車(125cc超)	自動車
	放置防止関連	○	○	○	○	—
	駐輪場設置関連	○	○	○	○	—
	附置義務関連	○	—	—	—	—

自動車対策	条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪車(125cc以下)	自動二輪車(125cc超)	自動車
	違法駐車防止関連	—	○	○	○	○
	駐車場設置関連	—	—	—	—	—
	附置義務関連	—	—	—	—	—

施策の注目点 放置車両の解消を目的に、条例の制定当初から自動二輪車を対象に組み入れた。これにより他区に先駆け、区内に二輪車駐車場を整備する一方、大型自動二輪車を含め放置車両の撤去にも当たっている。

品川区の条例における二輪車の規定（表現）

◆品川区では条例の用語の定義で「自転車等」に「自動二輪車」を含めている。東京で同様の措置をとっている区市はきわめて少ないため、同区の二輪車駐車対策は参考事例として貴重なもの。

第2条3号 自転車等 自転車ならびに原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）および自動二輪車（同法第3条に規定する大型自動二輪車および普通自動二輪車をいう。以下同じ。）をいう。

自転車対策の重点課題

◆平成13年に区有駐輪場を有料化するため自転車等放置防止条例を制定。区内には鉄道網が発達しており延べ40の駅があり、国、東京都、警察や鉄道事業者等と協力して放置自転車等の解消に努めている。原付・自動二輪車の放置（撤去台数）は年間約200台あり一定の駐車需要はある。

自動二輪車への対応

◆条例に自動二輪車を位置付けたことで、二輪車駐車場の整備と放置車両の撤去に法的根拠を示すことが可能。ライダーの入庫意識も高まるため民間事業者の参入も促せる。自転車の駐車需要を踏まえ、原付・自動二輪車のスペース確保を検討し、状況に応じて実施している。

品川区・区営駐輪場整備状況

	自転車(定期)	原付・自動二輪車(定期)	自転車(一時)	原付・自動二輪車(一時)
設置力所(施設)数	20 場	16 場	21 場	10 場
収容可能台数	4,557 台	706 台	2,626 台	170 台

※平成25年中に大井中央陸橋下に原付・自動二輪車(約80台)を収容できる駐車場を開設予定。

自動二輪車の放置車両への対応

◆委託事業者と連携して、放置禁止区域内の道路上の放置車両については、排気量1,000ccを超える自動二輪車でも撤去作業を行っている。



公園脇の区道を活用 100 台規模の路上駐車場

事例⑳ 品川区

大井町駅西口自転車等駐車場

施設の概要

駐車施設名称	大井町西口自転車等駐車場
所在地	大井一丁目7番9号
最寄り駅	JR 大井町駅（徒歩5分）
供用開始	平成16年4月1日 （一部増設：平成19年12月25日）
設置主体	品川区
土地所有者	品川区
土地の用途	区有地、区道
施設形態	立体駐車場、路上駐車場
収容台数	一時利用：62台（原付+自二）
	定期利用：34台（原付+自二）
利用料金	【一時利用】原付・自二 250円/1日1回
	【定期利用】原付・自二 屋根付き：3,500円/1カ月 屋根なし：3,300円/1カ月
精算方法	機械式
利用時間	24時間利用可能
管理人の有無	巡回監視
セキュリティ	防犯カメラ、チェーンロック



【設置場所】 駅から徒歩5分ほどの公園沿いの区道に設置された大規模な路上駐車場。写真右側の道路は中央部に木を植えてあり、自動車は通行できず、実質的には歩道となっている。



【レイアウト】 公園側にも歩行者用の通路。バイクの駐車スペースは安全のため両側とも鉄柵によって歩道から分離してある。

駐車場整備のヒント



【施設管理】 路上に設置された精算機。歩行者用の出入口も設けている。



【工夫】 駐車スペースには入口方面から専用の車路を進入する。車路は一方通行となっており、駐車エリアの途中から出入りすることはできない。

事例② 品川区

新馬場駅自転車等駐車場

施設の概要

駐車施設名称	新馬場駅自転車等駐車場
所在地	南品川二丁目9番先
最寄り駅	京浜急行新馬場駅
供用開始	平成15年10月1日
設置主体	品川区
土地所有者	京浜急行電鉄株式会社
土地の用途	高架下
施設形態	路外駐車場・平置き
収容台数	一時利用：9台（原付+自二）
	定期利用：41台（原付+自二）
利用料金	【一時利用】原付・自二 250円/1日1回
	【定期利用】原付・自二 屋根付き：3,500円/1カ月 屋根なし：3,300円/1カ月
精算方法	機械式
利用時間	24時間利用可能
管理人の有無	巡回監視
セキュリティ	防犯カメラ、チェーンロック



【設置場所】京急の高架下を駐輪場として活用している。写真は駅への入口から撮影。



【レイアウト】右側は一時利用の二輪車スペース。中央に自転車、左側は定期貸しの二輪車スペースになっている。

駐車場整備のヒント



【施設管理】定期駐車スペースは、125cc超の自動二輪車の利用も多い。この駐輪場では、自転車の収容台数よりも原付・自動二輪車の収容枠が上回っている。



【設備】自転車とバイクそれぞれの満空情報を電光掲示している。

【工夫】駐車スペースはアスファルト舗装だが、スタンド部分に鉄板を敷き渡している。





人口:145万人 面積:144.3km² 写真は「川崎駅東口周辺自転車等駐車場・第7施設」

9-川崎市 歩道上にも二輪車駐車を整備

担当部署	建設緑政局自転車対策室（駐輪場）			電話 044-200-2303	
	市民・こども局地域安全推進課（違法駐車対策）			電話 044-200-2284	
原一保有	58,495台 (52.6%)	原二保有	22,922台 (20.6%)	自二保有	29,825台 (26.8%)

川崎市・駐車関連条例の制定状況（日付は制定日）

自転車対策	放置防止関連	川崎市自転車等の放置防止に関する条例	昭和62年03月26日
	駐輪場設置関連	同上	同上
	附置義務関連	川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例	平成17年03月24日
	その他	川崎市民間自転車等駐車場整備費補助金交付要綱	平成25年04月01日
自動車対策	違法駐車防止関連	川崎市違法駐車等の防止に関する条例	平成05年03月26日
	駐車場設置関連	—	—
	附置義務関連	川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例	平成04年12月24日

上記の条例の対象車両

自転車対策	条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪車(125cc以下)	自動二輪車(125cc超)	自動車
	放置防止関連	○	○	○	○	—
	駐輪場設置関連	○	○	○	—	—
	附置義務関連	○	○	—	—	—
	その他	○	○	○	—	—

自動車対策	条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪車(125cc以下)	自動二輪車(125cc超)	自動車
	違法駐車防止関連	—	○	○	○	○
	駐車場設置関連	—	—	—	—	—
	附置義務関連	—	—	○	○	○

施策の注目点 川崎市では、市営駐輪場の対象車両に、条例で自動二輪車(125cc以下)まで含めている。川崎駅周辺には路上駐輪場が整備されており、歩道上の駐車施設に自動二輪車(125cc以下)も駐車することができる。

川崎市の自転車条例における対象車両の規定（表現）

◆川崎市の自転車放置防止条例では、大型自動二輪車を含めた自動二輪車を対象にしているが、同条例の「市営自転車等駐車場の設置、管理等」（第19条）において、駐輪場の対象自動二輪車を125cc以下に限定しており、125cc超の自動二輪車を市営駐輪場に駐車することはできない。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- (4) 自転車等 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。

第19条 市営自転車等駐車場に駐車することができる自転車等（以下「対象自転車等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 自転車
- (2) 原動機付自転車
- (3) 自動二輪車のうち、総排気量が0.125リットル以下又は定格出力が1.00キロワット以下のもの（以下「対象自動二輪車」という。）。

自転車対策の重点課題

◆川崎市は、平成23年2月に「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」を策定。平成24年4月1日から駐輪場の利用率を向上させるため、駅からの距離など利便性を勘案して差を設けた料金体系に刷新。指定管理体制を進めるなど放置対策の効率化を図っている。

◆また平成25年4月1日から「民間自転車等駐車場整備費補助金」の交付を開始しており、自動二輪車（125cc以下）の駐車場整備は、その対象に含まれている。

川崎駅周辺・市営駐輪場整備状況

設置力所(施設)数	自転車		原付・自動二輪車(125cc以下)	
	一時：2,754台	定期：2,989台	一時：306台	定期：167台
収容可能台数	一時：2,754台	定期：2,989台	一時：306台	定期：167台

※注：上記に計上したほかに、2時間まで無料供用の駐輪場(自転車のみ)が1場ある。

自動二輪車の放置車両への対応

◆自動二輪車は公的施設に放置されたものは撤去対象とし、路上放置車両は撤去対象にしていない。



歩道上に駐車場を設置 125 ccまで収容可能

事例② 川崎市

川崎駅東口周辺自転車等駐車場・第5施設

施設の概要

駐車施設名称	川崎駅東口周辺自転車等駐車場・第5施設
所在地	川崎区小川町7番地4
最寄り駅	JR川崎駅（徒歩5分）
供用開始	昭和55年3月
設置主体	川崎市
土地所有者	川崎市
土地の用途	市道
施設形態	路上駐車場・平置き
収容台数	【一時利用】 原付（125cc以下）：152台
	【定期利用】 原付（125cc以下）：42台
利用料金	【一時利用】 原付（125cc以下）：120円/1日1回
	【定期利用】 原付（125cc以下）：2,000円/1カ月
精算方法	一時利用：ロックチェーンで機械清算 定期利用：管理者が徴収
利用時間	24時間利用可能
管理人の有無	有（管理事務所設置）



【設置場所】 駅前の大通りに沿った広い歩道の一角（約33m×約16m）を道路附属物駐輪場として整備したものの。



【特徴】 定期も一時利用もほぼ満車状態。原付が6割、自動二輪車（125cc以下）は4割程度を占めている。

駐車場整備のヒント



【安全】 駐車スペースに入るためには歩道上を移動する必要がある。このため、車両はエンジンを停止させ、押し歩きを徹底させている。



【料金】 駅からは5分ほど離れているため、料金は1日1回で、120円（自転車は80円）と安く設定されており、利用率が非常に高い。周囲は商業施設が多く、買い物に便利。

事例② 川崎市

川崎駅東口周辺自転車等駐車場・第7施設

施設の概要

駐車施設名称	川崎駅東口周辺自転車等駐車場・第7施設
所在地	川崎区砂子 1-3-5
最寄り駅	京浜急行「川崎駅」(徒歩1分)
供用開始	昭和55年3月
設置主体	川崎市
土地所有者	川崎市
土地の用途	市道
施設形態	路上駐車場・平置き
収容台数	【定期利用】 原付(125cc以下)：95台
利用料金	【定期利用】 原付(125cc以下)：3,000円/1カ月
精算方法	管理人が徴収
利用時間	24時間利用可能
管理人の有無	有



【設置場所】 駅に近い線路沿いの市道(車道側)に、原付と自動二輪車(125cc以下)の路上駐車場を整備している。



【レイアウト】 道路に接して駐車スペースが設けられ、利便性が高くほぼ満車状態。駅から近く料金は少し高め。

駐車場整備のヒント



【特徴】 歩道と駐車スペースの間は鉄柵で分離されており、人の出入りは可能。車道に接して整備される簡易な路上駐車場は国内にほとんど例がなく、欧州や台湾などには多く見られる。利用者にとっては駐車にかかる煩わしさがなく、最も便利な形の駐車スペースだ。道路法の道路附属物駐車施設。



【スペース】 道路に対して60度の斜め駐車にして出し入れを容易にしている。路面はコンクリート舗装にしている。



【標識】 駐車区間の起点と終点には「駐車可」の標識が設置されており、「二輪(125cc以下)に限る」の補助標識がついている。



人口:154万人 面積:552.3km² 写真は「兵庫駅周辺自転車駐車場」

10-神戸市 民間事業者の運営力を活用

担当部署	建設局道路部管理課事務係			電話 078-322-5392	
原一保有	115,480 台 (60.2%)	原二保有	35,003 台 (18.2%)	自二保有	41,447 台 (21.6%)

神戸市・駐車関連条例の制定状況（日付は制定日）

自転車対策	放置防止関連	神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	昭和58年04月01日
	駐輪場設置関連	同上	同上
	附置義務関連	同上	同上

自動車対策	違法駐車防止関連	神戸市違法駐車等の防止に関する条例	平成06年04月01日
	駐車場設置関連	神戸市立路外駐車場条例	昭和42年03月28日
		道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例	平成05年10月07日
附置義務関連	建築物に附置すべき駐車施設に関する条例	昭和42年03月28日	

上記の条例の対象車両

自転車対策	条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪車(125cc以下)	自動二輪車(125cc超)	自動車
	放置防止関連	○	○	—	—	—
	駐輪場設置関連	○	○	○(施行規則)	—	—
	附置義務関連	○	○	—	—	—

自動車対策	条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪車(125cc以下)	自動二輪車(125cc超)	自動車
	違法駐車防止関連	—	○	○	○	○
	駐車場設置関連	—	—	○	○	○
		—	—	○	○	○
附置義務関連	—	—	—	—	○	

施策の注目点 市営駐輪場には 125cc 以下の自動二輪車まで收容し、125cc 超は市営駐車場に受け入れている。また、市営駐輪場を民営化することで条例の適用が外れ、125cc 超の受け入れを可能にしたケースもある。

神戸市の自転車条例における対象車両の規定（表現）

◆神戸市の市営駐輪場の対象は「自転車等（原付を含む）」となっているが、「自転車等以外のものも駐輪場を利用できる」と断りがあり、条例施行規則で「自動二輪車のうち総排気量が 0.050 リットルを超え 0.125 リットル以下のもの」と規定している。

第 2 条 (1) 自転車等 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車及び同項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。

第 16 条 市立自転車駐車場の使用の対象は、自転車等とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、自転車等以外のものについて市立自転車駐車場を使用することができる。

自転車対策の重点課題

◆平成 24 年 6 月に「神戸市自転車利用環境総合計画」が公表され、2025 年までをめどに「自転車走行空間の整備」「駐輪対策の推進」「自転車利用ルールの周知徹底とマナー向上」に取り組む。なかでも駐輪場の整備に関しては、民間事業者による路上駐輪場の運営が増えている。

自動二輪車への対応

◆同市自転車条例の施行規則により、125 cc以下の自動二輪車は原付を対象にしている市営駐輪場に駐車することができる。また、平成元年より「神戸市立三宮駐車場（南ブロック）」に自動二輪車を受け入れ開始。その後、「神戸市立和田岬駅前駐車場」「神戸市立舞子駅前駐車場」「神戸市立新長田駅前駐車場」「神戸市立湊川駐車場」にて順次、自動二輪車の受け入れを拡大している。

神戸市・市営駐輪場整備状況

	自転車	原付(125 cc以下含む)	自動二輪車*注
設置力所(施設)数	51 駅・51 場	51 駅・51 場	5 場
收容可能台数	約 48,000 台	約 48,000 台	約 250 台

※注:自動二輪車の駐車場数および收容台数は、市営駐車場含め市が把握している駐車場の数と收容台数(概数)。

自動二輪車の放置車両への対応

◆同市自転車条例に自動二輪車が含まれていないため、原則的に自動二輪車の撤去は行っていない。



民間事業者による 路上駐輪場整備も推進

事例② 神戸市

兵庫駅周辺駐輪場

施設の概要

駐車施設名称	兵庫駅周辺駐輪場（13カ所）
所在地	兵庫区駅前通 1-1-1
最寄り駅	JR 兵庫駅
供用開始	平成 25 年 4 月 1 日
設置主体	神戸市・民間事業者
土地所有者	神戸市等
土地の用途	市道等
施設形態	路上駐車場および路外駐車場・平置き
収容台数	【一時利用】 原付（125 cc 以下）：299 台 自二：17 台
	【定期利用】 原付（125 cc 以下）：299 台 自二：17 台
利用料金	【一時利用】 原付（125 cc 以下）：200 円/1 時間 自二：300 円/1 時間
	【定期利用】 原付（125 cc 以下）：3,000 円/1 カ月 自二：定期販売なし
精算方法	一時利用は機械式
利用時間	24 時間利用可能
管理人の有無	巡回監視



【設置場所】 JR 兵庫駅周辺に 13 カ所の駐輪場が点在する。写真は歩道上に整備された 125cc 以下の駐車スペース（定期）。



【設置場所】 駅に接した路外駐輪場。写真は一時利用のスペース。屋根があり、駅に至近なことから人気があり満車状態。

駐車場整備のヒント



【放置状況】 兵庫駅周辺には、放置車両も少なくない。市内には約 11,000 台の放置自転車等が発生している（平成 25 年現在）。



【駅前広場】 民間事業者が設置・管理している駐車スペース。条例の縛りを受けないため、対象車種を拡大することもできる。

事例② 神戸市

神戸市立六甲道駅前自転車駐車場

施設の概要

駐車施設名称	神戸市立六甲道駅前自転車駐車場
所在地	灘区永手町 3-1-211
最寄り駅	JR 六甲道駅
供用開始	平成 3 年 4 月 1 日
設置主体	神戸市
土地所有者	神戸市等
土地の用途	市道等
施設形態	路上駐車場・平置き
収容台数	【一時利用】 原付（125 cc以下）41 台
	【定期利用】 原付（125 cc以下）360 台
利用料金	【一時利用】 原付（125 cc以下）：200 円/1 日 1 回 ※屋根あり料金
	【定期利用】 原付（125 cc以下）：4,000 円/1 カ月 ※屋根あり料金
精算方法	窓口にて清算
利用時間	24 時間利用可能
管理人の有無	巡回監視



【設置場所】 JR 六甲道駅周辺に 10 カ所の駐車ゾーンを設置している。この駅周辺の駐輪場はすべて公営となっている。



【レイアウト】 駅前の道路に広い歩道があり、その路上を原付（125cc 以下）の駐車スペースにしている（勾配あり）。

駐車場整備のヒント



【工夫・設備】 勾配のある道路に駐車枠を設けるため、水平をとったコンクリートで段差をつけている。

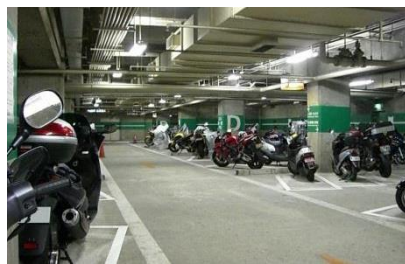


【工夫・設備】 駅のパスロータリーに生じたデッドスペースを原付（125cc 以下）駐車スペースに活用している。

その他の二輪車駐車場



【三宮・路上駐輪場】 商店街が市道を占用して原付・自動二輪車の路上駐車を運営している。ショッピングに便利で、利用率は非常に高い。



【市営三宮駐車場】 JR 三宮駅から市役所に向かう大通りの地下にある駐車場。自動二輪車 110 台を収容可能。1 日 1 回 400 円。定期は 1 カ月 6,000 円。



人口:118万人 面積:905km² 写真は「広島駅北口第一自転車等駐車場」

11-広島市 さまざまな工夫で効率的に収容

担当部署	道路交通局自転車都市づくり推進課			電話 082-504-2349	
原一保有	95,322台 (64.6%)	原二保有	22,742台 (15.4%)	自二保有	29,565台 (20.0%)

広島市・駐車関連条例の制定状況（日付は制定日）

自転車対策	放置防止関連	広島市自転車等の放置の防止に関する条例	昭和60年12月20日
	駐輪場設置関連	広島市自転車等駐車場条例	昭和60年02月27日
	附置義務関連	広島市自転車等の放置の防止に関する条例	昭和60年12月20日

自動車対策	違法駐車防止関連	広島市違法駐車等の防止に関する条例	平成06年03月31日
	駐車場設置関連	広島市市営駐車場条例	昭和45年03月31日
		広島市道路附属物駐車場条例	平成06年03月31日
	附置義務関連	建築物における駐車施設の附置等に関する条例	昭和43年04月01日

上記の条例の対象車両

自転車対策	条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪車(125cc以下)	自動二輪車(125cc超)	自動車
	放置防止関連	○	○	○	○	—
	駐輪場設置関連	○	○	○	○	—
	附置義務関連	○	○	○	○	—

自動車対策	条例等(上記と対応)	自転車	原付	自動二輪車(125cc以下)	自動二輪車(125cc超)	自動車
	違法駐車防止関連	—	○	○	○	○
	駐車場設置関連	—	—	○	○	○
		—	—	○	○	○
附置義務関連	—	—	—	—	○	

施策の注目点 広島市では、昭和 60 年の条例制定当初から市営駐輪場に自動二輪車を受け入れている。駐車場法の改正以降は、同市の駐車場条例を改正し、市営自動車駐車場への自動二輪車の受け入れも進めている。

広島市の自転車条例における対象車両の規定（表現）

◆広島市の自転車等駐車場条例では、第 1 条の「趣旨」において、自転車、原付、普通自動二輪車および大型自動二輪車の放置を防止すると明記している。その上で、第 4 条の「駐車場を利用できる自転車等」では、駐車可能な車両を駐輪場ごとに定めるとしている。

第 1 条 この条例は、道路、公園、緑地その他の公共の場所における道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車、同項第 11 号の 2 に規定する自転車並びに同法第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(以下「自転車等」という。)の放置を防止することにより、良好な生活環境の確保及び都市機能の保持を図るため、自転車等の駐車場の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

第 4 条 自転車駐車場への駐車又は自転車等駐車場の利用(以下これらを「駐車場の利用」という。)をすることができる自転車等は、駐車場ごとに規則で定める。

自転車対策の重点課題と自動二輪車への対応

◆平成 25 年 6 月に「広島市自転車都市づくり推進計画」を策定し、自転車の「走行空間整備」「駐輪場整備」「ルール・マナーの遵守」「活用促進」に取り組むこととしている。

◆とくに「駐輪場整備」に関しては、市内にある自動車のための路上駐車が、民間駐車場の増加により需要が減っていることから、駐輪場に転用する考えを示している。とくに自動二輪車に関しては、今後、市営自動車駐車場への受け入れを進めていく方針を打ち出した。

広島市・市営駐輪場整備状況

	有料駐輪場(自転車等)	うち原付駐車可	うち自動二輪車駐車可	無料駐輪場(自転車等)
設置力所(施設)数	29 カ所	25 カ所	23 カ所	88 カ所
収容可能台数	18,578 台	3,353 台	1,028 台	17,859 台

※注: 無料駐輪場の車種別駐車可能台数は不明。

自動二輪車の放置車両への対応

◆同市の自転車放置防止条例には自動二輪車が含まれており、駐車場内や公的空間（公園や緑地など）に放置されたものは撤去できる。ただし、道路に放置された自動二輪車に関しては、撤去対象から除外している。



市街地再開発事業で 自動二輪 110 台収容

事例②⑥ 広島市

広島駅北口第一自転車等駐車場

施設の概要

駐車施設名称	広島駅北口第一自転車等駐車場
所在地	東区若草町
最寄り駅	JR 広島駅（徒歩 3 分）
供用開始	平成 22 年 10 月
設置主体	広島市
土地所有者	広島市・民間との共有
土地の用途	商業用地
施設形態	路外駐車場・地下式
収容台数	【一時利用】 自転車：174 台 原付：51 台 自二：30 台
	【定期利用】 自転車：679 台 原付：106 台 自二：80 台
利用料金	【一時利用】 原付・自二：200 円/1 日 1 回
	【定期利用】 原付・自二：2,000 円/1 カ月
精算方法	管理人による徴収
利用時間	5：30～翌 0：30
管理人の有無	有

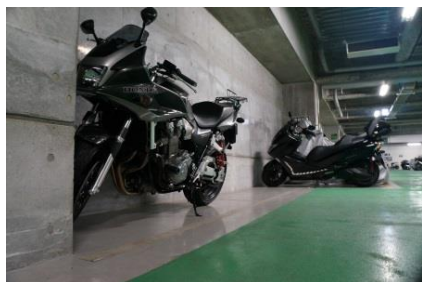


【設置場所】平成 18 年の都市計画決定により、広島駅に隣接した商業ビル地下に市街地再開発事業として整備した駐輪場。



【レイアウト】自転車と二輪車の駐車スペースを分離した。原付枠は（700mm×1700mm）、自動二輪枠は（800mm×2,400mm）。

駐車場整備のヒント



【工夫】柱の陰のデッドスペースにも大型自動二輪の駐車枠が取れる。敷地を最大限に有効活用している。



【工夫】安全上、自転車が二輪車の駐車スペースに迷い込まないように、通路に進入禁止のサインを出している。逆側には「バイク進入禁止」のサインがある。

事例②⑦ 広島市

広島市基町駐車場

施設の概要

駐車施設名称	広島市基町駐車場
所在地	中区基町
最寄り駅	JR 広島駅（徒歩 20 分）
供用開始	平成 24 年 11 月
設置主体	広島市
土地所有者	広島市
土地の用途	商業地
施設形態	路外駐車場・立体式（自走）
収容台数	【定期利用】 自二（125cc 超）161 台
利用料金	【定期利用】 自二：2,000 円/1 カ月
精算方法	管理人による徴収
利用時間	7：30～24：00
管理人の有無	有



【設置場所】 県庁に近い市営自動車駐車場。条例を改正し、平成 24 年から自動二輪車の定期利用を受け入れている。



【レイアウト】 2 階のフロアに自動二輪車の駐車スペースを集約。コーンポストで駐車エリアを案内。

その他の二輪車駐車場（広島市基町自転車等駐車場）



【特徴】 基町駐車場の地下にある市営駐輪場。自転車、原付、大型自動二輪車まで、機能的かつ効率的に収容されており、有人管理を行う際の参考になる。



【工夫】 傾斜のあるデッドスペースに三輪バイク専用の駐車枠を設けている。パーキングブレーキを搭載している点を活用した。



【工夫】 トランクボックスを装備している原付や自動二輪車（125cc 以下）が増えており、広めの駐車枠も用意している。



第 4 章

二輪車駐車關係資料



1. 駐車関係法令の動き

1-1 自転車法

放置自転車が社会問題化したのは昭和 50 年代からで、国は昭和 55 年に、「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」（旧自転車法）を制定し、この法律をもとに市町村が自転車の放置対策や駐輪場の整備に取り組んだ。

しかし法律の及ぼす効力が十分でなかったことと、昭和 50 年代から急速に普及が進んでいた原付の違法駐車が問題視されるようになり、国は旧自転車法を改正してその対象に原付を含め、平成 5 年に「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（改正自転車法）を施行した。

■平成 5 年の自転車法改正のポイント

	旧自転車法 (旧・総務庁)	改正自転車法 (現・内閣府 交通安全対策担当)
対象車両	自転車	自転車・原付
放置車両の撤去	撤去車両の所有者から撤去費用等を徴収することや、放置車両の処分などに関する規定がない。	条例で定めることにより、撤去費用等を所有者から徴収すること、放置車両の処分が可能になった。
鉄道事業者の協力	鉄道事業者の責務が不明確。	自治体への協力体制を整備することが明記された。
附置義務を課すことができる施設	商業地域・近隣商業地域内の施設に限定されている。	左記以外にも、大量の自転車等の駐車需要を発生させる施設には課すことが可能となった。
その他		「自転車等駐車対策協議会」の設置、「自転車等の駐車対策に関する総合計画」の策定が可能となった。

一方、自動二輪車は自転車法の対象に含まれていないため、駅周辺の駐輪場では自動二輪車を“規定外”として受け入れないケースがほとんどである。そうした法制上の解釈が、なかなか自動二輪車の駐車場所を増やせない一因にもなっている。

とくに排気量 125cc 以下の自動二輪車（原付二種）の場合、原付と同等の軽量コンパクトな車両特性を備えており、鉄道の端末交通としても多く利用されている。このクラスを駅の駐輪場に収容することは妥当なものと考えられる。また、さらに排気量の大きい自動二輪車に関しても、駅周辺にマンションや事業所がある場合には保管目的の長時間駐車の需要が高く、駐輪場の定期貸しを希望する利用者が多い。

平成 22 年 4 月、国土交通省都市・地域整備局街路交通施設課（当時）は、各都道府県および政令指定都市の担当部局長に宛て「自転車駐車場における自動二輪車の受け入れについて」との通知を発行。「駐輪場に自動二輪車の積極的な受け入れが必要」と強調している。

■駐輪場への自動二輪車受け入れを促す通知①（平成 22 年 4 月 20 日・国土交通省）

平成 22 年 4 月 20 日
国 都 街 発 第 6 号

各都道府県及び各政令指定都市担当部局長 殿

国土交通省都市・地域整備局
街路交通施設課長

自転車駐車場における自動二輪車の受け入れについて（通知）

各位におかれましては、日頃より自転車駐車場行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動二輪車の駐車対策については、従前より、駐車場政策担当者会議等において、各位に対し、その推進を図れるよう周知を行ってきたところですが、未だに不足しており、その充実が求められております。各位におかれては、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（以下「自転車法」という。）に基づく自転車駐車場の整備等の取り組みが進められているものと認識していますが、自転車駐車場における自動二輪車の受け入れについても積極的に進めていくことが必要と考えられます。

自転車法では自動二輪車は対象外とされていますが、各地方公共団体においては、自転車駐車場の管理に関する条例等に自動二輪車を位置づける改正等を行うことより、自転車駐車場における自動二輪車の受け入れが可能であり、また、このような事例があること（別添事例紹介資料参照）について十分に御認識いただくとともに、慢性的な自動二輪車の駐車場不足を解消する観点から、自転車駐車場における自動二輪車の受け入れを積極的に推進していただきますよう、宜しく御礼申し上げます。

なお、自転車駐車場における自動二輪車の受け入れに当たっては、当該自転車駐車場の構造、必要な設備等について、建築基準法、消防法等の関係法令への対応が必要となる場合がありますのでご留意下さい（参考資料参照）。

以 上

■駐輪場への自動二輪車受け入れを促す通知②（平成 23 年 5 月 12 日・国土交通省）

平成 23 年 5 月 12 日
国都街発第 11 号

各都道府県担当部局長 殿

国土交通省都市・地域整備局
街路交通施設課長

自動二輪車の駐車対策について（通知）

各位におかれましては、日頃より自転車駐車場行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動二輪車の駐車対策については、従前より、駐車場政策担当者会議等において、各位に対し、その推進を図られるよう周知を行ってきたところですが、未だに不足しており、その充実が求められています。

自動二輪車駐車場の確保のためには、既存の駐車場や自転車駐車場において、自動二輪車を受け入れる取組が重要です。以下の三点を参考に、積極的な受け入れを進めて頂きますようお願いいたします。

なお、貴管内市町村（駐車場施策及び自転車駐車場施策担当。政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底方をお願いいたします。

1. 各位におかれては、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（以下「自転車法」という。）に基づく自転車駐車場の整備等の取組みが進められているものと認識していますが、自転車駐車場における自動二輪車の受入れについても積極的に進めていくことが必要と考えられます。このため、平成 22 年 4 月 20 日付（国都街発第 6 号）において、街路交通施設課長より「自転車駐車場における自動二輪車の受入れについて」の通知を行ったところですが、引き続き、慢性的な自動二輪車の駐車場不足を解消する観点から、自転車駐車場における自動二輪車の受入れを積極的に推進していただきますよう、よろしく御礼申し上げます。

特に、125cc までの自動二輪車の駐車施設については、平成 22 年 9 月末時点において 26 都市、219 箇所の自転車駐車場において約 47,000 台分が確保されている実績があり、積極的に自転車駐車場の管理条例の改正等による対応を推進して頂きますようお願いいたします。

（次ページに続く）

2. 既設の駐車場および自転車駐車場に自動二輪車を受け入れるために改良することと「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 22 条の規定に基づく財産処分の規定の関係については次の通りです。これを踏まえ、既設の駐車場及び自転車駐車場への受入れのための改良の取組を積極的に検討されますようお願いいたします。

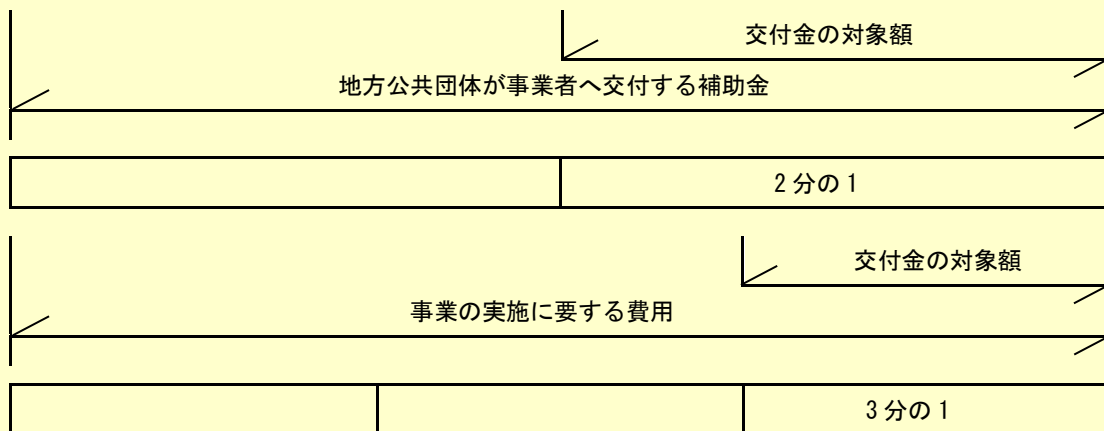
[財産処分の規定について]

補助金等の交付の目的に反して使用しない場合は、当該規定に抵触することはありません。例えば、補助金等の交付の目的が「安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正な分担が図られた交通体系を確立し、もって公共の福祉に寄与すること」などの場合は、自動二輪車を受け入れるために改良することが公布の目的に反していると考えません。

3. これまでに国からの補助金が活用されず整備された民間駐車場について、自動二輪車を受け入れるための改良について設備投資に係る部分については、社会資本整備総合交付金を活用した助成が可能です。以下を参照し、積極的な活用をお願いいたします。

[社会資本整備総合交付金の活用の考え方]

地方公共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の 2 分の 1 又は事業の実施に要する費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。



以 上

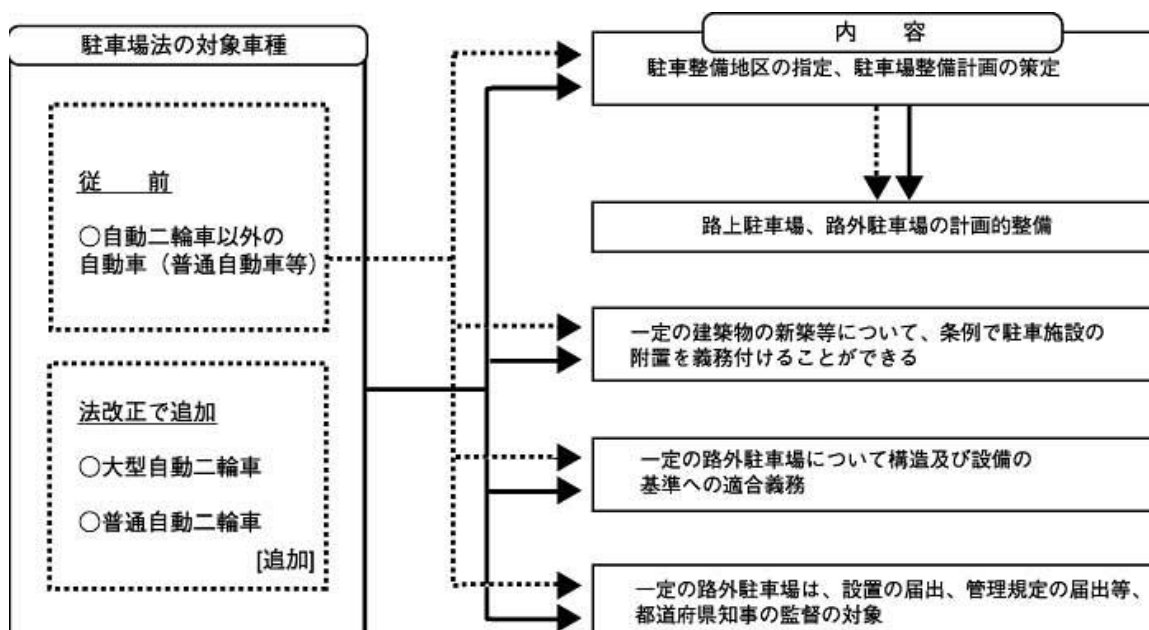
※これと同内容の文書が、同日、各政令指定都市担当部局長宛にも通知されている。

1-2 駐車場法

従来「駐車場法」は、同法における「自動車」について、道路交通法に定める自動車のうち、「大型自動二輪車及び普通自動二輪車以外のものをいう」と定義していた。つまり自動二輪車は、この法律から除外されていたことで、本来、柔軟な駐車場整備が可能だったが、現実的にはむしろ規則が存在しないことで「整備するための法的根拠がない」と捉えられ、わが国において自動二輪車の駐車場整備はほとんど行われてこなかった。

しかしこの十年来、不足している自動二輪車の駐車場をどうするのかといった議論が盛んになり、平成18年5月、国は「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」によって、都市計画法、建築基準法などと併せて駐車場法を改正。自動二輪車を対象車両に含めた改正駐車場法が、同年11月30日に施行された。

■ 駐車場法改正による自動二輪車の位置づけ(国土交通省資料)



駐車場法に自動二輪車が含まれたことで、自治体は、地域内の駐車場整備地区について、自動二輪車についても念頭に置く必要が生じた。都市計画の一環として総合的かつ計画的な駐車場整備を行う際には、四輪の自動車のみならず自動二輪車の駐車需要も踏まえた整備計画を立てる責務がある。さらに、附置義務駐車場の対象に自動二輪車を含めることについても、法的根拠をもって進めることが可能になった。

一方、法律に規定されたことで、自動二輪車の駐車場は、施設の構造や設備など技術的な基準に適合したものでなければならないものとなった。また、一定の規模を超えて料金を徴収する施設については、都道府県知事に届出が必要である。

こうした法律の効果によって、自動二輪車の駐車場は近年徐々に増加する傾向にある。自治体は改正駐車場法を根拠に、必要に応じて駐車関連条例を整備し、地域の実情に応じた自動二輪車対策を積極的に展開していくことが求められている。

■ 駐車場法改正によって生じた自動二輪車の駐車場整備に関わる主な法的な効果(国土交通省資料)

- (1) 地方公共団体は、自動二輪車を含む自動車交通が著しく輻輳する地区等について、都市計画に駐車場整備地区を定めることができる。
- (2) 地方公共団体は、自動二輪車の駐車需要を加味した駐車場整備計画に基づき、路上駐車場及び路外駐車場の計画的整備を図ることができる。
- (3) 自動二輪車の駐車場整備は、道路または都市公園の占用許可の特例などに該当し、助成措置の対象となる。
- (4) 地方公共団体は、附置義務駐車施設の対象車種に自動二輪車を含めることができる。
- (5) 一定規模以上の路外駐車場を整備する者には、施設の構造および設備の基準への適合義務が生じる。
- (6) 都市計画区域内にある一定規模以上の駐車場で駐車料金を徴収するものを設置する者は、設置の届出、管理規程の届出等の義務が生じるなど、都道府県知事の監督に服することとなる。

1-3 道路法施行令

駐車場法の改正に続き、平成 18 年 11 月に「道路法施行令」が見直され、道路の占用物件に、原付・自動二輪車を駐車させるための器具が認められた(平成 19 年 1 月 4 日施行)。これにより、道路管理者以外の者も、道路管理者の許可を得ることによって、道路上に二輪車駐車場を設置できることとなった。

道路法では、道路管理者が道路付属物として路上駐車場を設置することを認めているが、わが国では「駐車場は路外への設置が基本」という考えによって、駐車場を路上に整備することには消極的であった。

しかし、同施行令が改正されたことで、国道や都道府県道に市区町村が二輪車駐車場を設置できる道が開けたばかりでなく、公益団体、公共交通事業者(鉄道・バス)、民間企業、NPO などさまざまな事業主体が、道路占用許可を受けて路上に二輪車駐車場を設置・運営することができるようになった。実際のケースでは、神戸市の商店街が市道の占用許可を得て、二輪車の路上駐車場を設置・運営して注目を集めている。

こうした事例はまだまだ多いとはいえないが、政令の改正をきっかけに、自治体による二輪車路上駐車場は増えつつある。

2. 二輪車駐車場の整備基準

2-1 整備の指針となる基準等

① 駐車場法施行令

平成 18 年 11 月の改正駐車場法の施行に伴って、駐車場法施行令に規定されている路外駐車場の構造および設備の技術基準についても、二輪車を考慮した見直しが行なわれた。これは、自動二輪車専用駐車場の場合はもちろん、四輪車との併用駐車場の場合でも、自動二輪車の施設部分については適合義務が生じる。

内容は、駐車場の出口部分での視角の確保と、車路の幅員、屈曲部のゆとりについて基準を定めている。なお、駐車枠の大きさ等については示されておらず、どのような指標が適切か、必要性も含めて引き続き検討されるものと見込まれる。

■ 自動二輪車駐車場の施設構造等に関する技術的基準

- (1) 出口付近の構造は、当該出口から 1.3 メートル後退した車路の中心線上 1.4 メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60 度以上の範囲内において、歩行者の存在を認識できるようにすること。
- (2) 車路の幅員は 3.5 メートル以上とすること。
- (3) 一方通行の車路の幅員は 2.25 メートル以上（ただし、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分にあっては、1.75 メートル以上）とすること。
- (4) 屈曲部では、自動二輪車を 3 メートル以上の内のり半径で回転させることができる構造であること。

なお、自動二輪車の駐車枠の大きさに関しては、標準駐車場条例のなかで附置義務駐車場の規定に関して以下のように示されている。

(駐車施設の規模)

第 29 条

4 第 25 条の 3、第 26 条及び第 27 条の規定により附置しなければならない自動二輪車のための駐車施設のうち、自動二輪車の駐車のように供する部分の規模は、駐車台数 1 台につき幅 1 メートル以上、奥行 2.3 メートル以上とし、自動二輪車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

②自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車止め装置その他の器具の占用許可基準

平成 18 年 11 月の道路法施行令改正に伴って、国土交通省道路局から、道路の占用許可を受けて二輪車の路上駐車を設置する際の占用許可基準が示された。

設置される駐車器具としては、車輪止め装置、柵、上屋（屋根）、照明器具、案内板、自動精算機などが想定される。これらが道路上に設置される場合、歩行者や自転車の安全円滑な通行の妨げとならないよう配慮する必要があるため、設置の場所や構造などについての基準が示された。

この基準によると、二輪車の路上駐車を設置できる場所は、車道以外の道路の部分となっており、なおかつ車道に近接する部分に設けること、歩道の幅員を確保することなどが条件となっている。

また、駐車器具の構造などについては、「固定され、安全性と耐久性を備えており、周囲の環境と調和するもの」とし、道路標識、区画線、道路標示を設けるほか、歩行者保護のための柵を設置したり、必要に応じて照明器具を設けるなど、安全な空間を確保することとなっている。さらに二輪車の駐車場の場合、原則として車道側から進入する構造にするよう決められている。

③路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針

平成 18 年 11 月に国土交通省道路局地方道・環境課から二輪車の路上駐車場の設置指針が示された。二輪車の路上駐車場の設置にあたっては、②の占用許可基準に加えて、この設置指針を参考にすることとなっている。

設計・管理に関する基準については、以下の項目に関して規定されている。

■二輪車路上駐車場の設置指針に盛り込まれた設計・管理に関する項目

<p>【設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車ます ・收容方法 ・設置位置 ・配置 ・出入口 ・置場 ・柵等 ・上屋 ・歩道等の有効幅員 ・照明施設 ・排水施設 ・案内板 ・修景 <p>【管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場および周辺の管理 ・盗難防止

なお、『路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針 同解説』が（社）日本道路協会より刊行されている。

2-2 二輪車の占有面積

国内二輪4社から販売されている二輪車のサイズ（目安）は、下表の通り。

平成22年6月現在、国内で販売されている二輪車を車両区別に分け、カタログデータから全長、全幅、全高についてそれぞれ平均値をとったもの。

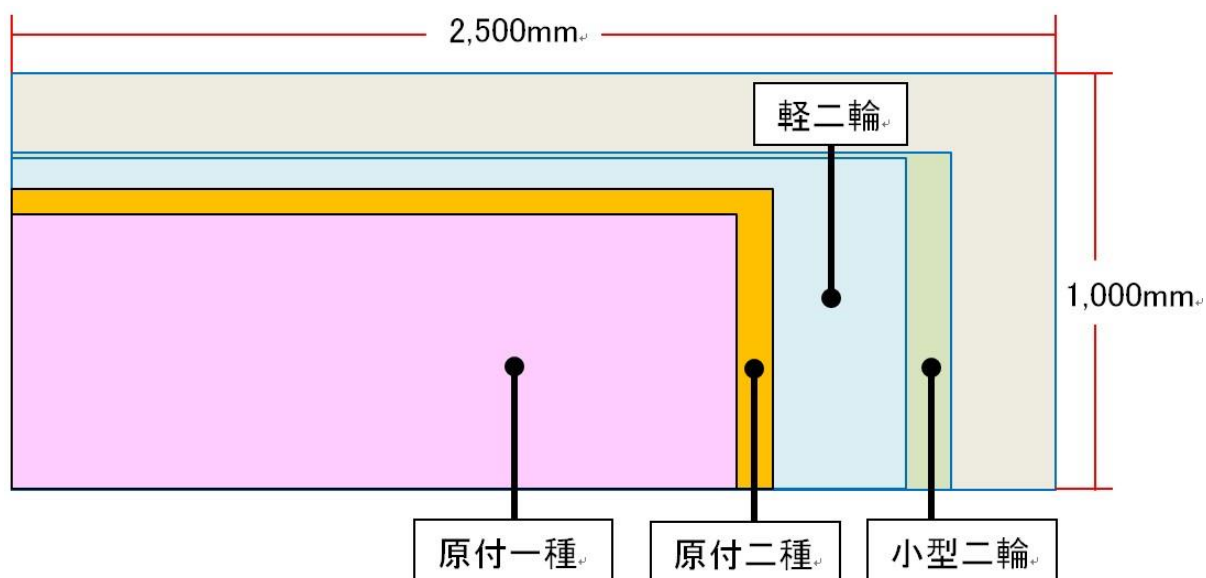
原付一種は32機種、原付二種は11機種、軽二輪は30機種、小型二輪は40機種から平均値を割り出した。

イメージ図でもわかるように、原付一種と原付二種のサイズは、全長、全幅において大きな差はないことがわかる。

■国内市販二輪車の車両区別平均サイズ

	全長	全幅	全高
原付一種(50cc以下)	1,745mm	658mm	1,040mm
原付二種(50cc超～125cc以下)	1,830mm	720mm	1,056mm
軽二輪(125cc超～250cc以下)	2,150mm	809mm	1,138mm
小型二輪(250cc超)	2,259mm	810mm	1,185mm

■二輪車の車種区別の占有面積比較イメージ



自治体の二輪車駐車場・事例集 2013

“自転車条例”改正による自動二輪車受け入れ

平成 25 年 10 月 発行

一般社団法人 日本自動車工業会

〒105-0012 東京都港区芝大門一丁目 1 番 30 号 日本自動車会館内

<http://www.jama.or.jp/> TEL.03-5405-6123(交通統括部)

さいたま市



千葉市



町田市



浜松市



大阪市



北九州市



JAMA

JAPAN AUTOMOBILE MANUFACTURERS ASSOCIATION, INC.

福岡市



品川区



川崎市



神戸市



広島市

